

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 2022年6月21日提出 |
| 【計算期間】 | 第9計算期間 (自 2021年3月30日 至 2022年3月28日) |
| 【ファンド名】 | US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型) US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジなし/年1回決算型) |
| 【発行者名】 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 小松 幹太 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 西脇 保宏 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5555-3431 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、米ドル建ての複数種別の債券等に投資するとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

〈US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)〉

〈US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジなし/年1回決算型)〉

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|-------------|--------|---------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表 〈US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)〉

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-------------------------------------------|--------------|-------------|------------------|---------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | あり (フルヘッジ) |
| 一般 大型株 中小型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 債券 | 年4回 | 北米 | | |
| 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| 不動産投信 | 年12回 (毎月) | アジア | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券) (債券 一般) | 日々 | オセアニア | | |
| 資産複合 () | その他 () | 中南米 | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | 中近東 (中東) | | |
| | | アフリカ | | |
| | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジなし/年1回決算型)〉

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-------------------------------------------------|--------------|-------------|------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 | 日本 | | |
| 不動産投信 | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり () |
| その他資産 (投資信託証券) (債券 一般) | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| 資産複合 () | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | 日々 | オセアニア | | |
| | その他 () | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| | | アフリカ | | |
| | | 中近東 (中東) | | |
| | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

| | | |
|---------|------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 海外 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 内外 | 目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの |
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 債券 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 不動産投信（リート） | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの |
| | その他資産 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 資産複合 | 目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの |

| | | |
|------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 独立区分 | MMF (マネー・マネージメント・ファンド) | 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF |
| | MRF (マネー・リザーブ・ファンド) | 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの |
| | 特殊型 | 目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの |

(注2) 属性区分の定義

| | | | |
|----------|--------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般 | 大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの |
| | | 大型株 | 目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの |
| | | 中小型株 | 目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの |
| | 債券 | 一般 | 公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの |
| | | 公債 | 目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの |
| | | 社債 | 目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの |
| | | その他債券 | 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの |
| | | 格付等クレジットによる属性 | 目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの |
| | 不動産投信 | 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの | |
| | その他資産 | 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの | |
| | 資産複合 | 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの | |
| | 資産複合 資産配分固定型 | 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの | |
| | 資産複合 資産配分変更型 | 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの | |
| | 決算頻度 | 年1回 | 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの |
| 年2回 | | 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの | |
| 年4回 | | 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの | |
| 年6回(隔月) | | 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの | |
| 年12回(毎月) | | 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの | |
| 日々 | | 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの | |
| その他 | | 上記属性にあてはまらないすべてのもの | |

| | | |
|----------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資対象地域 | グローバル | 目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 日本 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 北米 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 欧州 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | アジア | 目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | オセアニア | 目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 中南米 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | アフリカ | 目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 中近東(中東) | 目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | エマージング | 目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ |
| 為替ヘッジ | あり | 目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの |
| | なし | 目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの |
| 対象インデックス | 日経225 | 目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの |
| | TOPIX | 目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの |
| | その他の指数 | 目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす旨の記載があるもの |
| | 条件付運用型 | 目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの |
| | ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 | 目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの |
| | その他型 | 目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの |

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

① 市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンをの最大化をめざします。

② 米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資し、安定的な利子収入の確保をめざします。

◆当ファンドが投資する債券等の種別は以下のとおりです。

国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン 等

③ 景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整し、値上がり益の獲得をめざします。

④ 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

為替ヘッジあり

● 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジなし

● 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。



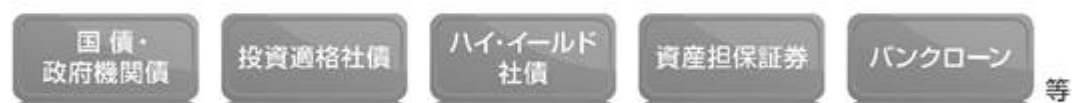
市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンを最大化をめざします。

- ◆当ファンドにおけるトータルリターンとは、
利子収入+値上がり益をいいます。



米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資し、安定的な利子収入の確保をめざします。

- ◆当ファンドが投資する債券等の種別は以下のとおりです。



ハイ・イールド社債… 格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債をいいます。一般に、投資適格社債と比較して信用度が低い反面、利回りが高いという特徴があります。

資産担保証券… 不動産ローンや自動車ローン等の債権を担保として発行された証券をいいます。期限前償還リスク等があるため、一般に、格付けや期間が同程度の債券と比較して利回りが高いという特徴があります。

バンクローン… 金融機関が投資適格未満の事業会社等に対して行なう貸付債権をいいます。一般に、変動金利であり、短期市場金利に一定の金利が上乘せされた利子収入を受け取ることができます。



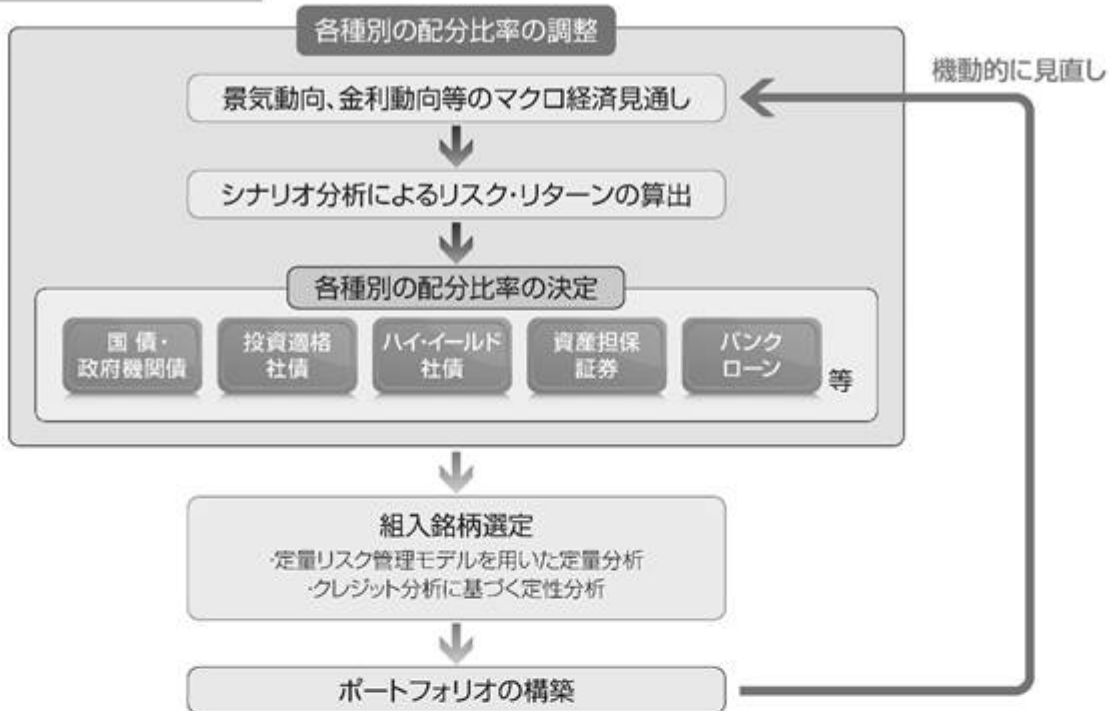
景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整し、値上がり益の獲得をめざします。

- ◆債券等の運用は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCが行ないます。

[ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCについて]

- ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCは、1939年に米国で設立された独立系運用会社、ニューバーガー・バーマン・グループの一員です。
- 定量分析と定性分析を融合した独自のリサーチ体制に基づく運用を特徴とし、市場環境に応じた機動的な資産配分および銘柄選定双方において実績を有する運用会社です。
- ニューバーガー・バーマン・グループは、株式、債券、オルタナティブ資産運用等を、世界の機関投資家、富裕層を含む様々な投資家向けに提供しています。

運用プロセス

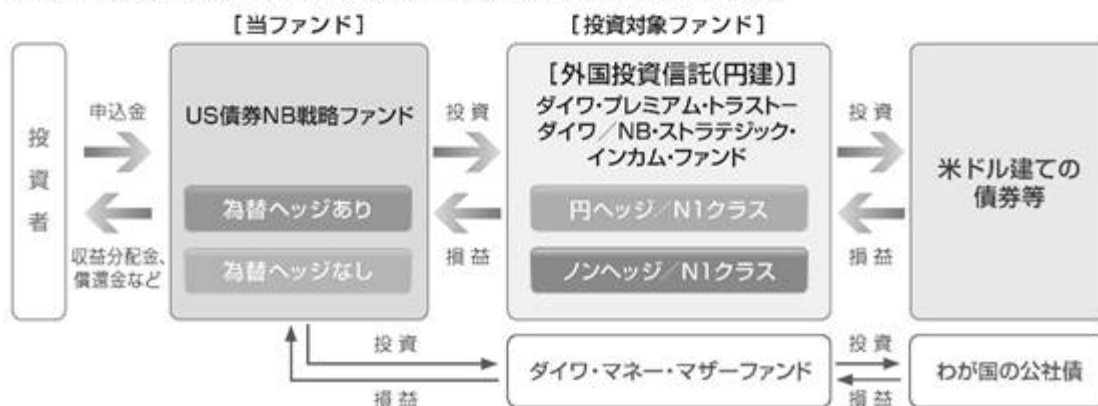


※上記は運用プロセスのイメージであり、市場環境等を勘案しファンドが組入れる債券等の種別は機動的に変更されます。したがって、上記の債券等を組入れない場合や、上記以外の債券等を組入れる場合があります。

- 債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、米ドル建ての債券等に投資します。



※ 投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。



4 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

為替ヘッジあり

❖ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替ヘッジを行なわないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

為替ヘッジなし

❖ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

※一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。

● 販売会社によっては「為替ヘッジあり」もしくは「為替ヘッジなし」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

● 当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

● 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1～4の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年3月27日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

<投資対象ファンドの概要>

1. ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）
2. ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態/表示通貨 | ケイマン籍の外国投資信託/円建 |
| 運用の基本方針 | 主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 |
| 主要投資対象 | 米ドル建ての債券等（国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等） |

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用方針 | <p>1. 主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整することにより、市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンの最大化を追求します。</p> <p>2. 債券等への投資にあたっては、以下の方針を基本とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として、米ドル建ての国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等の複数種別の債券等に分散投資を行なうことにより、安定的な利子収入の確保をめざします。 ・景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整することにより、値上がり益の獲得をめざします。 ・各種別の配分比率は、景気動向や金利動向等のマクロ経済見通しに基づく独自のシナリオ分析により算出される各種別のリスク・リターン等により決定します。 ・債券等の発行体の分析にあたっては、定量リスク管理モデルやクレジット分析等を含む独自の定量・定性分析を活用し、組入銘柄を選定します。 ・債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 <p>3. (円ヘッジ/N1クラス) 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。 ただし、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替ヘッジを行なわないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。</p> <p>(ノンヘッジ/N1クラス) 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ただし、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。</p> <p>4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> |
| 設定日 | 2013年7月12日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 2月の最終営業日 |
| 収益分配 | 分配を行ないません。 |

| | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理報酬等 | <p>(円ヘッジ/N1クラス) 純資産総額に対して年率0.53%~0.63%程度(純資産総額の水準により変動します。) ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド^(注)」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。</p> <p>(ノンヘッジ/N1クラス) 純資産総額に対して年率0.52%~0.62%程度(純資産総額の水準により変動します。) ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド^(注)」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。</p> <p>また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。</p> |
| 申込手数料 | かかりません。 |
| 投資顧問会社 | <p>(円ヘッジ/N1クラス) ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC 大和アセットマネジメント株式会社</p> <p>(ノンヘッジ/N1クラス) ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC</p> |

(注)「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド」は複数のシェアクラスにより構成されています。

3. ダイワ・マネー・マザーファンド

| | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態/表示通貨 | 国内籍の証券投資信託/円建 |
| 運用の基本方針 | 主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。 |
| 投資態度 | <p>わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。</p> <p>邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位(A-2格相当)以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> |
| 運用管理費用 (信託報酬) | なし |
| 設定日 | 2004年12月10日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎年12月9日(休業日の場合翌営業日) |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(2) 【ファンドの沿革】

2013年7月12日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

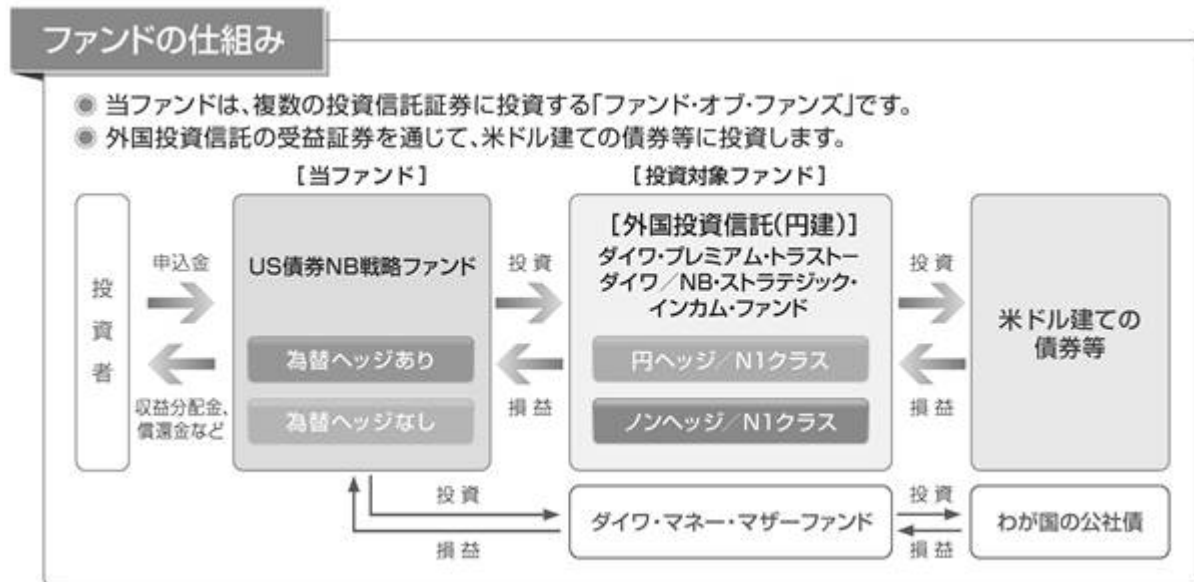
| | | |
|-------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受益者 | お申込者 | |
| | 収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3） | |
| お取扱窓口 | 販売会社 | <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い</p> <p>一部解約請求に関する事務</p> <p>収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 1 | 収益分配金、償還金など お申込金（ 3） | |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 | <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行</p> <p>信託財産の運用指図</p> <p>信託財産の計算</p> <p>運用報告書の作成</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 運用指図 | 2 | 損益 信託金（ 3） |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行 | <p>信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分</p> <p>信託財産の計算</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| | 損益 投資 | |
| 投資対象 | 投資対象ファンドの受益証券 など | |

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



< 委託会社の概況（2022年3月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

- 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
- 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1960年 4月 1日 営業開始
- 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
- 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
- 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有 株式数 | 比率 |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株 2,608,525 | % 100.00 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<為替ヘッジあり>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）」（以下「ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ. 主として、ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ. 当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<為替ヘッジなし>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）」（以下「ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ. 主として、ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ. 当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ストラテジック

ク・インカム・ファンド(ノンヘッジ/N1クラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジ/N1クラス)では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

| | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジ/N1クラス) |
| 選定の方針 | 主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。 |

2. 為替ヘッジなし

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジ/N1クラス) |
| 選定の方針 | 主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2)【投資対象】

<為替ヘッジあり>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2．に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3．から5．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
- 2．ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）」の受益証券（円建）
- 3．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3．の証券の性質を有するもの
- 5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1．に掲げる投資信託の受益証券および前2．に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

<為替ヘッジなし>

（<為替ヘッジあり>と同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2．に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3．から5．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
- 2．ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）」の受益証券（円建）
- 3．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3．の証券の性質を有するもの
- 5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1．に掲げる投資信託の受益証券および前2．に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（<為替ヘッジあり>と同規定）

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス） |
| 運用の基本方針 | 主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 |
| 主要な投資対象 | 米ドル建ての債券等（国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等） |
| 委託会社等の名称 | 投資顧問会社： ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC 大和アセットマネジメント株式会社 |

2. 為替ヘッジなし

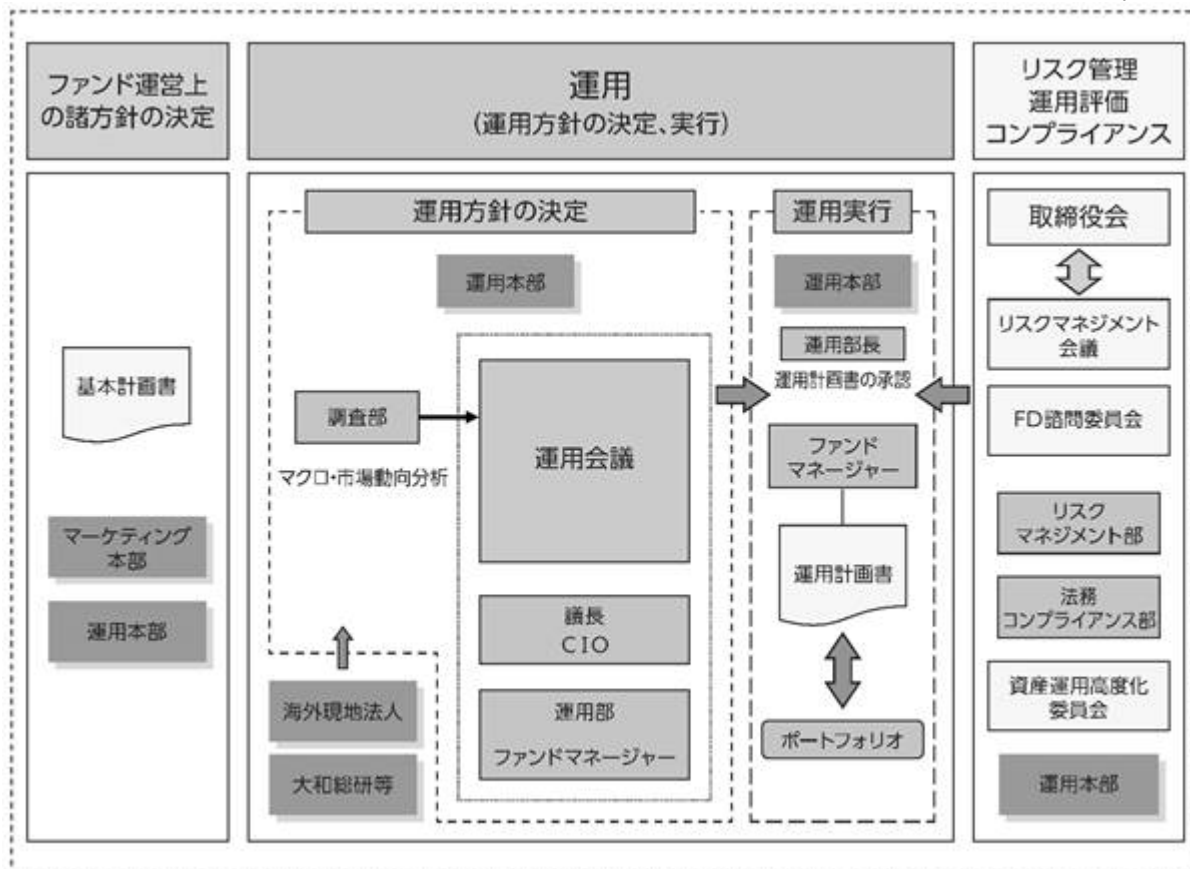
| | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス） |
| 運用の基本方針 | 主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 |
| 主要な投資対象 | 米ドル建ての債券等（国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等） |
| 委託会社等の名称 | 投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO (Chief Investment Officer) (3名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO (0～5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー (0～5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は45～55名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ハ．資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2022年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

<各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参 考 > 投資対象ファンドについて

1．ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）

2．ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

3．ダイワ・マネー・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

| | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>主な投資制限</p> | <p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資は、行ないません。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p> |
| <p>償還条項</p> | <p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> |

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともありま

す。)。ハイ・イールド社債は、投資適格社債に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格社債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

資産担保証券の価格変動

資産担保証券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

資産担保証券の担保となるローンは、一般に金利が低下すると低金利ローンへの借り替えが増加すると考えられます。ローンの期限前返済が増加することにより、資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格は影響を受けます。期限前償還は金利要因のほかに、様々な要因によっても変化します。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

バンクローンの価格変動

バンクローンの価格は、債務者である事業会社等の信用状況によって変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、バンクローンの価格は下落します。また、バンクローンは、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」において、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないません。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替ヘッジを行なわないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。さらに、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が米ドルの

金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

「為替ヘッジなし」において、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。また、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

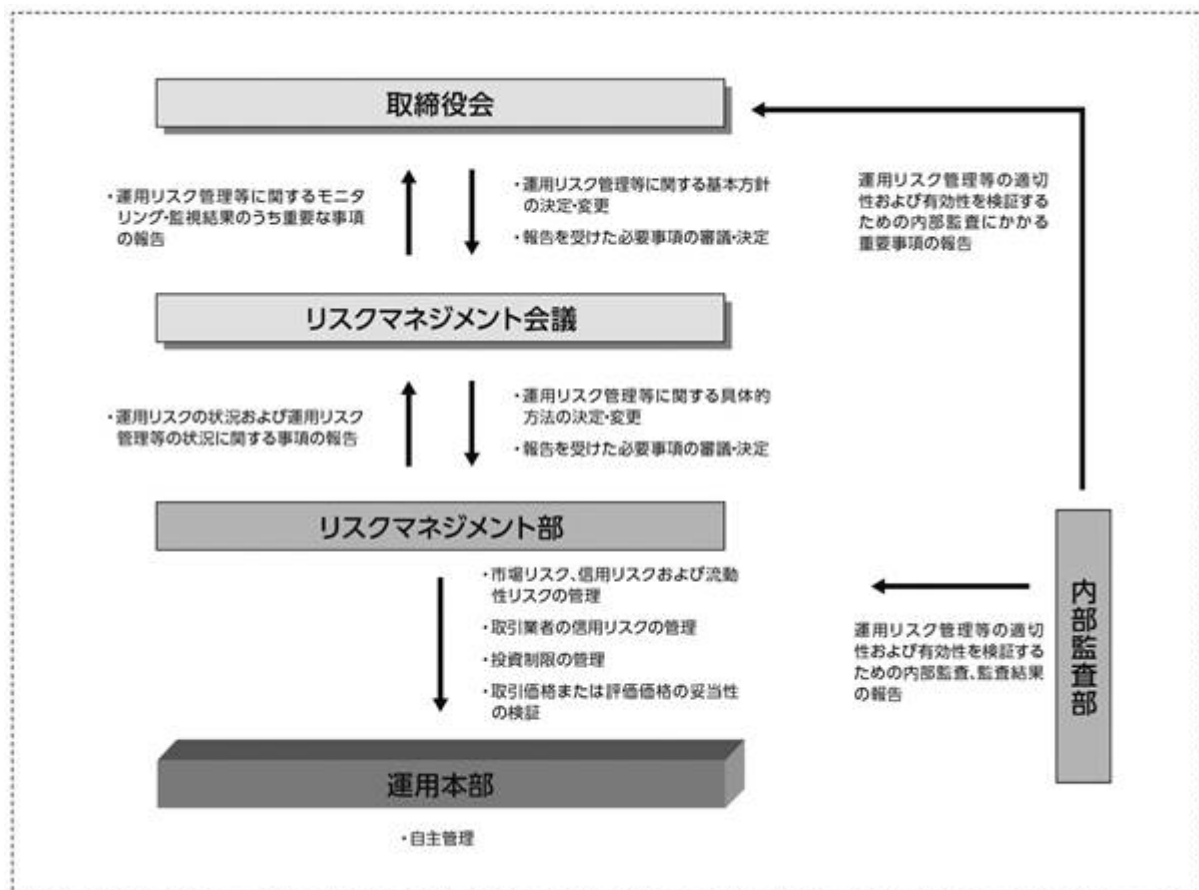
流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.243%（税抜1.13%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-------------|-------------|-------------|
| 年率0.35%（税抜） | 年率0.75%（税抜） | 年率0.03%（税抜） |

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「為替ヘッジあり」については年率1.873%（税込）程度、「為替ヘッジなし」については年率1.863%（税込）程度です。（ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。）

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（ ）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が

普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2022年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【US債券NB戦略ファンド（為替ヘッジあり/年1回決算型）】

(1)【投資状況】（2022年3月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 6,269,898 | 97.43 |
| 内 ケイマン諸島 | 6,269,898 | 97.43 |
| 親投資信託受益証券 | 1,703 | 0.03 |
| 内 日本 | 1,703 | 0.03 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 164,000 | 2.55 |
| 純資産総額 | 6,435,601 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2022年3月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|-------------------------------------------------|------------|-------------------|-----------------|--------------------|---------------------|-----------------|
| | | | | また は 額面金額 | | | |
| 1 | NB STRATEGIC INCOME FUND JPY HEDGED N1 CLASS | ケイマン 諸島 | 投資信 託受益 証券 | 62,334.32 | 99.48 6,201,080 | 100.58 6,269,898 | 97.43 |
| 2 | ダイワ・マネー・マザーファンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 1,676 | 1.0166 1,703 | 1.0166 1,703 | 0.03 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 97.43% |
| 親投資信託受益証券 | 0.03% |
| 合計 | 97.45% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1計算期間末 (2014年3月27日) | 93,418,279 | 93,418,279 | 1.0276 | 1.0276 |
| 第2計算期間末 (2015年3月27日) | 144,282,580 | 144,282,580 | 1.0435 | 1.0435 |
| 第3計算期間末 (2016年3月28日) | 42,065,753 | 42,065,753 | 0.9865 | 0.9865 |
| 第4計算期間末 (2017年3月27日) | 40,756,634 | 40,756,634 | 1.0122 | 1.0122 |
| 第5計算期間末 (2018年3月27日) | 20,483,759 | 20,483,759 | 0.9943 | 0.9943 |
| 第6計算期間末 (2019年3月27日) | 27,642,578 | 27,642,578 | 0.9659 | 0.9659 |
| 第7計算期間末 (2020年3月27日) | 7,879,883 | 7,879,883 | 0.8279 | 0.8279 |
| 第8計算期間末 (2021年3月29日) | 8,678,953 | 8,678,953 | 0.9598 | 0.9598 |
| 2021年3月末日 | 8,676,686 | - | 0.9595 | - |
| 4月末日 | 8,751,526 | - | 0.9678 | - |
| 5月末日 | 8,725,849 | - | 0.9650 | - |
| 6月末日 | 8,782,244 | - | 0.9712 | - |
| 7月末日 | 8,755,399 | - | 0.9682 | - |
| 8月末日 | 8,740,850 | - | 0.9666 | - |
| 9月末日 | 8,713,066 | - | 0.9636 | - |
| 10月末日 | 8,694,982 | - | 0.9616 | - |

| | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|--------|--------|
| 11月末日 | 8,591,050 | - | 0.9501 | - |
| 12月末日 | 8,611,206 | - | 0.9523 | - |
| 2022年1月末日 | 8,418,682 | - | 0.9310 | - |
| 2月末日 | 8,241,578 | - | 0.9114 | - |
| 第9計算期間末 (2022年3月28日) | 6,367,438 | 6,367,438 | 0.8890 | 0.8890 |
| 3月末日 | 6,435,601 | - | 0.8985 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1計算期間 | 0.0000 |
| 第2計算期間 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 0.0000 |
| 第5計算期間 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 0.0000 |
| 第7計算期間 | 0.0000 |
| 第8計算期間 | 0.0000 |
| 第9計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 2.8 |
| 第2計算期間 | 1.5 |
| 第3計算期間 | 5.5 |
| 第4計算期間 | 2.6 |
| 第5計算期間 | 1.8 |
| 第6計算期間 | 2.9 |
| 第7計算期間 | 14.3 |
| 第8計算期間 | 15.9 |
| 第9計算期間 | 7.4 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|--------|-------------|-------------|
| 第1計算期間 | 90,911,942 | 1,000,000 |
| 第2計算期間 | 563,865,525 | 516,510,598 |
| 第3計算期間 | 1,237,995 | 96,862,669 |
| 第4計算期間 | 661,500 | 3,036,388 |

| | | |
|--------|------------|------------|
| 第5計算期間 | 1,169,067 | 20,834,570 |
| 第6計算期間 | 10,417,725 | 2,402,328 |
| 第7計算期間 | 0 | 19,099,226 |
| 第8計算期間 | 0 | 475,421 |
| 第9計算期間 | 0 | 1,880,067 |

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資状況 (2022年3月31日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 11,507,457,487 | 100.00 |
| 純資産総額 | 11,507,457,487 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2022年3月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジなし/年1回決算型)】

(1) 【投資状況】（2022年3月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 10,341,934 | 96.85 |
| 内 ケイマン諸島 | 10,341,934 | 96.85 |
| 親投資信託受益証券 | 1,352 | 0.01 |
| 内 日本 | 1,352 | 0.01 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 334,773 | 3.14 |
| 純資産総額 | 10,678,059 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2022年3月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 また は 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|-------------------------------------------------|------------|-------------------|--------------------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 1 | NB STRATEGIC INCOME FUND NON HEDGED N1 CLASS | ケイマン 諸島 | 投資信 託受益 証券 | 74,179.86 | 137.93 10,231,702 | 139.41 10,341,934 | 96.85 |
| 2 | ダイワ・マネー・マザーファンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 1,330 | 1.0166 1,352 | 1.0166 1,352 | 0.01 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 96.85% |
| 親投資信託受益証券 | 0.01% |
| 合計 | 96.86% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1計算期間末 (2014年3月27日) | 242,850,387 | 242,850,387 | 1.0585 | 1.0585 |
| 第2計算期間末 (2015年3月27日) | 355,459,329 | 355,459,329 | 1.2512 | 1.2512 |
| 第3計算期間末 (2016年3月28日) | 190,629,572 | 190,629,572 | 1.1291 | 1.1291 |
| 第4計算期間末 (2017年3月27日) | 94,008,464 | 94,008,464 | 1.1612 | 1.1612 |
| 第5計算期間末 (2018年3月27日) | 74,746,106 | 74,746,106 | 1.1025 | 1.1025 |
| 第6計算期間末 (2019年3月27日) | 34,669,078 | 34,669,078 | 1.1617 | 1.1617 |
| 第7計算期間末 (2020年3月27日) | 21,240,909 | 21,240,909 | 1.0107 | 1.0107 |
| 第8計算期間末 (2021年3月29日) | 20,373,252 | 20,373,252 | 1.1797 | 1.1797 |
| 2021年3月末日 | 20,504,307 | - | 1.1873 | - |
| 4月末日 | 20,462,523 | - | 1.1831 | - |
| 5月末日 | 20,551,730 | - | 1.1913 | - |
| 6月末日 | 19,781,821 | - | 1.2048 | - |
| 7月末日 | 19,605,171 | - | 1.1922 | - |
| 8月末日 | 18,908,708 | - | 1.1936 | - |
| 9月末日 | 19,232,256 | - | 1.2114 | - |
| 10月末日 | 16,533,297 | - | 1.2247 | - |
| 11月末日 | 14,366,580 | - | 1.2133 | - |
| 12月末日 | 14,589,974 | - | 1.2304 | - |
| 2022年1月末日 | 14,325,591 | - | 1.2064 | - |
| 2月末日 | 14,081,788 | - | 1.1858 | - |

| | | | | |
|-------------------------|------------|------------|--------|--------|
| 第9計算期間末 (2022年3月28日) | 10,567,947 | 10,567,947 | 1.2205 | 1.2205 |
| 3月末日 | 10,678,059 | - | 1.2331 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1計算期間 | 0.0000 |
| 第2計算期間 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 0.0000 |
| 第5計算期間 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 0.0000 |
| 第7計算期間 | 0.0000 |
| 第8計算期間 | 0.0000 |
| 第9計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 5.9 |
| 第2計算期間 | 18.2 |
| 第3計算期間 | 9.8 |
| 第4計算期間 | 2.8 |
| 第5計算期間 | 5.1 |
| 第6計算期間 | 5.4 |
| 第7計算期間 | 13.0 |
| 第8計算期間 | 16.7 |
| 第9計算期間 | 3.5 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|--------|-------------|-------------|
| 第1計算期間 | 229,424,392 | 1,000,000 |
| 第2計算期間 | 254,324,770 | 199,655,991 |
| 第3計算期間 | 77,541,992 | 192,807,584 |
| 第4計算期間 | 1,444,612 | 89,310,813 |
| 第5計算期間 | 26,936,154 | 40,100,159 |
| 第6計算期間 | 1,810,740 | 39,765,057 |
| 第7計算期間 | 1,552,018 | 10,378,079 |
| 第8計算期間 | 781,232 | 4,528,757 |

| | | |
|--------|---------|-----------|
| 第9計算期間 | 582,948 | 9,193,575 |
|--------|---------|-----------|

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)」の記載と同じ。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとし、なお、販売会社によっては「為替ヘッジあり」もしくは「為替ヘッジなし」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ．ニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けを行いません。

イ．ニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受けを中止することができます。

一部解約請求の受けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け取ったものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2013年7月12日から2028年3月27日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年3月28日から翌年3月27日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年7月12日から2014年3月27日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容お

よびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

< 収益分配金および償還金にかかる請求権 >

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

< 換金請求権 >

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【US債券NB戦略ファンド（為替ヘッジあり/年1回決算型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2021年3月30日から2022年3月28日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第8期 2021年3月29日現在 | 第9期 2022年3月28日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 259,908 | 216,482 |
| 投資信託受益証券 | 8,471,351 | 6,201,080 |
| 親投資信託受益証券 | 1,704 | 1,703 |
| 流動資産合計 | 8,732,963 | 6,419,265 |
| 資産合計 | 8,732,963 | 6,419,265 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 1,398 | 1,328 |
| 未払委託者報酬 | 52,429 | 50,319 |
| その他未払費用 | 183 | 180 |
| 流動負債合計 | 54,010 | 51,827 |
| 負債合計 | 54,010 | 51,827 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 9,042,554 | 1 7,162,487 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 2 363,601 | 2 795,049 |
| (分配準備積立金) | 61,880 | 49,015 |
| 元本等合計 | 8,678,953 | 6,367,438 |
| 純資産合計 | 8,678,953 | 6,367,438 |
| 負債純資産合計 | 8,732,963 | 6,419,265 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第8期 | | 第9期 | |
|-------------------------------------------|-----|----------------------------|-----|----------------------------|
| | 自 | 2020年3月28日 至 2021年3月29日 | 自 | 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
| 営業収益 | | | | |
| 有価証券売買等損益 | | 1,359,027 | | 520,272 |
| 営業収益合計 | | 1,359,027 | | 520,272 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 2,805 | | 2,767 |
| 委託者報酬 | | 105,287 | | 103,572 |
| その他費用 | | 406 | | 364 |
| 営業費用合計 | | 108,498 | | 106,703 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 1,250,529 | | 626,975 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 1,250,529 | | 626,975 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 1,250,529 | | 626,975 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 57,863 | | 119,929 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 1,638,092 | | 363,601 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 81,825 | | 75,598 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 81,825 | | 75,598 |
| 分配金 | | 1 - | | 1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 363,601 | | 795,049 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第9期 | |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| | 自 2021年3月30日 | 至 2022年3月28日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> | |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>計算期間末日</p> <p>2021年3月27日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2021年3月29日としており、2022年3月27日が休日のため、当計算期間末日を2022年3月28日としております。このため、当計算期間は364日となっております。</p> | |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第8期 | 第9期 |
|---------------------|--------------|--------------|
| | 2021年3月29日現在 | 2022年3月28日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 9,517,975円 | 9,042,554円 |
| 期中追加設定元本額 | - 円 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | 475,421円 | 1,880,067円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 9,042,554口 | 7,162,487口 |

| | | |
|------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 3. 2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は363,601円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は795,049円であります。 |
|------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第8期 | 第9期 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 自 2020年3月28日 至 2021年3月29日 | 自 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
| 1 分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(121,323円)及び分配準備積立金(61,880円)より分配対象額は183,203円(1万口当たり202.60円)であり、分配を行っておりません。 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(96,098円)及び分配準備積立金(49,015円)より分配対象額は145,113円(1万口当たり202.60円)であり、分配を行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第9期 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 自 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。 |

| | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第9期 2022年3月28日現在 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 第8期 2021年3月29日現在 | 第9期 2022年3月28日現在 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 1,279,771 | 416,892 |
| 親投資信託受益証券 | 0 | 1 |
| 合計 | 1,279,771 | 416,893 |

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 第8期 2021年3月29日現在 | 第9期 2022年3月28日現在 |
|---------------------|---------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第9期 自 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
|-------------------------------------|
| |

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 第8期 2021年3月29日現在 | 第9期 2022年3月28日現在 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.9598円 (9,598円) | 0.8890円 (8,890円) |

(重要な後発事象)

| 第9期 自 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当ファンドは、投資信託約款の規定に基づき、繰上償還(信託契約の解約)の議案にかかる書面決議を行い、2022年4月14日付で当該議案が可決されたため、2022年9月27日付で繰上償還を行います。 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|--------------|-------------------------------------------------|------------|------------|----|
| 投資信託受益証券 | NB STRATEGIC INCOME FUND JPY HEDGED N1 CLASS | 62,334.320 | 6,201,080 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | 6,201,080 | |
| 親投資信託受益証券 | ダイワ・マネー・マザーファンド | 1,676 | 1,703 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | 1,703 | |
| 合計 | | | 6,202,783 | |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（米ドル建て）

貸借対照表

2021年2月26日

資産

| | | |
|--------------------------|----|------------------|
| 投資資産の評価額（簿価 \$8,399,898） | \$ | 8,225,959 |
| 現金 | | 1 |
| 外国為替先渡取引による評価益 | | 3,603 |
| 未収： | | |
| 売却済みの投資 | | 42,262 |
| 決済遅延した売却済みの投資 | | 523,218 |
| 配当 | | 1,477 |
| 利息 | | 53,858 |
| 資産合計 | | 8,850,378 |

負債

| | | |
|---------------------------|--|--------|
| 外国為替先渡取引による評価損 | | 75,385 |
| スワップ取引による評価損 | | 8,694 |
| 保管会社に対する未払金 | | 3 |
| ブローカーに対する未払金 - 先物取引の変動証拠金 | | 9,879 |

未払：

| | |
|---------------|-----------|
| 購入済みの投資 | 1,043 |
| 決済遅延した購入済みの投資 | 1,663,589 |
| 償還済み受益証券 | 16,895 |
| 専門家報酬 | 64,844 |
| 保管会社報酬 | 11,391 |
| 運用会社報酬 | 6,550 |
| 会計および管理会社報酬 | 3,901 |
| 受託会社報酬 | 3,308 |
| 名義書換代理人報酬 | 1,195 |
| 為替取引執行会社報酬 | 159 |
| 為替運用会社報酬 | 62 |

| | |
|-------|-------|
| その他負債 | 2,768 |
|-------|-------|

| | |
|-------------|------------------|
| 負債合計 | 1,869,666 |
|-------------|------------------|

| | |
|------------|---------------------|
| 純資産 | \$ 6,980,712 |
|------------|---------------------|

純資産

| | |
|-------------|---------------------|
| 通貨セレクトクラス | \$ 509,427 |
| 円ヘッジクラス | 5,256,456 |
| 円ヘッジ/N1クラス | 89,790 |
| ノンヘッジクラス | 801,738 |
| ノンヘッジ/N1クラス | 323,301 |
| | \$ 6,980,712 |

発行済み受益証券口数

| | |
|-------------|-----------|
| 通貨セレクトクラス | 1,128,377 |
| 円ヘッジクラス | 7,056,769 |
| 円ヘッジ/N1クラス | 90,011 |
| ノンヘッジクラス | 742,195 |
| ノンヘッジ/N1クラス | 269,182 |

受益証券1口当り純資産額

| | |
|-------------|----------|
| 通貨セレクトクラス | \$ 0.451 |
| 円ヘッジクラス | \$ 0.745 |
| 円ヘッジ/N1クラス | \$ 0.998 |
| ノンヘッジクラス | \$ 1.080 |
| ノンヘッジ/N1クラス | \$ 1.201 |

(米ドル建て)

損益計算書

2021年2月26日に終了した年度

投資収益

| | | |
|-------------------------|----|----------------|
| 受取利息（源泉徴収税 \$2,184 控除後） | \$ | 284,989 |
| 配当収益（源泉徴収税 \$9,968 控除後） | | 22,332 |
| 投資収益合計 | | 307,321 |

費用

| | | |
|-------------|--|----------------|
| 保管会社報酬 | | 85,024 |
| 専門家報酬 | | 59,580 |
| 運用会社報酬 | | 45,566 |
| 会計および管理会社報酬 | | 45,001 |
| 受託会社報酬 | | 14,377 |
| 名義書換代理人報酬 | | 8,965 |
| 為替運用会社報酬 | | 842 |
| 為替取引執行会社報酬 | | 754 |
| 登録料 | | 595 |
| 費用合計 | | 260,704 |

投資純利益

46,617

実現益（損）および評価益（損）：**実現益（損）：**

| | | |
|-------------------|-----------|---------|
| 証券投資 | | 295,048 |
| 先物取引 | (179,885) | |
| スワップ取引 | | 9,482 |
| 外国為替取引および外国為替先渡取引 | | 247,956 |

純実現益

372,601

評価益（損）の純変動：

| | |
|-------------------|-----------|
| 証券投資 | (434,214) |
| スワップ取引 | (8,557) |
| 先物取引 | 108,154 |
| 外国為替換算および外国為替先渡取引 | (194,009) |

評価損の純変動

(528,626)

純実現益（損）および評価益（損）の純変動

(156,025)

運用による純資産の純減

\$ (109,408)

（米ドル建て）

投資明細表

2021年2月26日

| | 元本 | 有価証券の明細 | 評価額 |
|-----|--------|-----------------------------------------------|---------------|
| | | 債券 (91.4%) | |
| | | アンゴラ (0.1%) | |
| | | 国債 (0.1%) | |
| | | Angolan Government International Bond(a) | |
| USD | 5,000 | 9.38% due 05/08/48 | \$ 4,906 |
| | | 国債合計 | 4,906 |
| | | アンゴラ合計 (簿価 \$4,191) | 4,906 |
| | | アルメニア (0.1%) | |
| | | 国債 (0.1%) | |
| | | Republic of Armenia International Bond(a) | |
| USD | 5,000 | 3.60% due 02/02/31 | 4,591 |
| | | 国債合計 | 4,591 |
| | | アルメニア合計 (簿価 \$4,851) | 4,591 |
| | | ブラジル (0.1%) | |
| | | 社債 (0.1%) | |
| | | Banco do Brasil S.A.(a),(b),(c),(d) | |
| USD | 5,000 | 9.00% | 5,492 |
| | | BRF S.A.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 4.88% due 01/24/30 | 5,206 |
| | | 社債合計 | 10,698 |
| | | ブラジル合計 (簿価 \$10,736) | 10,698 |
| | | カナダ (1.1%) | |
| | | 社債 (1.1%) | |
| | | 1011778 BC ULC / New Red Finance, Inc.(a),(b) | |
| USD | 15,000 | 4.00% due 10/15/30 | 14,630 |
| | | Bausch Health Companies, Inc.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 5.00% due 01/30/28 | 10,200 |
| USD | 25,000 | 6.13% due 04/15/25 | 25,566 |
| | | Canadian Natural Resources, Ltd.(b) | |
| USD | 5,000 | 4.95% due 06/01/47 | 6,013 |
| | | First Quantum Minerals Ltd.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 6.88% due 10/15/27 | 5,425 |
| | | Masonite International Corp.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 5.38% due 02/01/28 | 5,275 |
| | | NOVA Chemicals Corp.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 5.25% due 06/01/27 | 10,425 |
| | | 社債合計 | 77,534 |
| | | カナダ合計 (簿価 \$75,283) | 77,534 |

| | | | |
|-------------------------------|--------|--------------------------------------------------|---------------|
| ケイマン諸島 (0.1%) | | | |
| 社債 (0.1%) | | | |
| | | Global Aircraft Leasing Co. Ltd.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 6.50% due 09/15/24 | 9,281 |
| 社債合計 | | | 9,281 |
| ケイマン諸島合計 (簿価 \$8,427) | | | 9,281 |
| コロンビア (0.2%) | | | |
| 社債 (0.2%) | | | |
| | | Banco de Bogota S.A.(a) | |
| USD | 5,000 | 6.25% due 05/12/26 | 5,706 |
| | | Ecopetrol S.A. | |
| USD | 5,000 | 5.88% due 05/28/45 | 5,404 |
| | | Grupo Aval Ltd.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 4.38% due 02/04/30 | 5,181 |
| 社債合計 | | | 16,291 |
| コロンビア合計 (簿価 \$16,155) | | | 16,291 |
| コスタリカ (0.1%) | | | |
| 国債 (0.1%) | | | |
| | | Costa Rica Government International Bond(a) | |
| USD | 5,000 | 7.00% due 04/04/44 | 4,887 |
| 国債合計 | | | 4,887 |
| コスタリカ合計 (簿価 \$4,505) | | | 4,887 |
| ドミニカ共和国 (0.1%) | | | |
| 国債 (0.1%) | | | |
| | | Dominican Republic International Bond(a) | |
| USD | 5,000 | 6.85% due 01/27/45 | 5,550 |
| 国債合計 | | | 5,550 |
| ドミニカ共和国合計 (簿価 \$5,415) | | | 5,550 |
| エジプト (0.1%) | | | |
| 国債 (0.1%) | | | |
| | | Egypt Government International Bond(a) | |
| USD | 5,000 | 8.50% due 01/31/47 | 5,196 |
| 国債合計 | | | 5,196 |
| エジプト合計 (簿価 \$5,075) | | | 5,196 |
| エルサルバドル (0.1%) | | | |
| 国債 (0.1%) | | | |
| | | El Salvador Government International Bond(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 9.50% due 07/15/52 | 5,238 |
| 国債合計 | | | 5,238 |
| エルサルバドル合計 (簿価 \$5,187) | | | 5,238 |
| フランス (0.3%) | | | |

| | | | |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------|---------------|
| | | 社債 (0.3%) | |
| | | Altice France S.A.(a),(b) | |
| USD | 24,000 | 7.38% due 05/01/26 | 25,037 |
| | | 社債合計 | 25,037 |
| | | フランス合計 (簿価 \$24,087) | 25,037 |
| | | ガーナ (0.1%) | |
| | | 国債 (0.1%) | |
| | | Ghana Government International Bond(a) | |
| USD | 5,000 | 10.75% due 10/14/30 | 6,525 |
| | | 国債合計 | 6,525 |
| | | ガーナ合計 (簿価 \$6,007) | 6,525 |
| | | インド (0.1%) | |
| | | 社債 (0.1%) | |
| | | Adani Electricity Mumbai Ltd.(a) | |
| USD | 5,000 | 3.95% due 02/12/30 | 5,138 |
| | | 社債合計 | 5,138 |
| | | インド合計 (簿価 \$5,059) | 5,138 |
| | | インドネシア (0.1%) | |
| | | 国債 (0.1%) | |
| | | Indonesia Government International Bond(a) | |
| USD | 5,000 | 5.25% due 01/17/42 | 6,018 |
| | | 国債合計 | 6,018 |
| | | インドネシア合計 (簿価 \$6,669) | 6,018 |
| | | アイルランド (0.6%) | |
| | | 社債 (0.6%) | |
| | | AerCap Ireland Capital DAC / AerCap Global Aviation Trust(b) | |
| USD | 35,000 | 4.45% due 10/01/25 | 38,187 |
| | | C&W Senior Financing DAC(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 6.88% due 09/15/27 | 5,356 |
| | | 社債合計 | 43,543 |
| | | アイルランド合計 (簿価 \$40,276) | 43,543 |
| | | ルクセンブルク (0.6%) | |
| | | 社債 (0.6%) | |
| | | Altice France Holding S.A.(a),(b) | |
| USD | 25,000 | 6.00% due 02/15/28 | 24,469 |
| | | ArcelorMittal S.A. | |
| USD | 5,000 | 7.00% due 03/01/41 | 7,076 |
| USD | 5,000 | 7.25% due 10/15/39 | 7,200 |
| | | Minerva Luxembourg S.A.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 6.50% due 09/20/26 | 5,250 |
| | | 社債合計 | 43,995 |

| | | | |
|-----|--------|-------------------------------------------------------|---------------|
| | | ルクセンブルク合計 (簿価 \$44,802) | 43,995 |
| | | メキシコ (0.6%) | |
| | | 社債 (0.6%) | |
| | | Cemex SAB de CV(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 7.38% due 06/05/27 | 5,614 |
| | | Grupo Bimbo SAB de CV(b) | |
| USD | 25,000 | 4.70% due 11/10/47 | 28,353 |
| | | Minera Mexico S.A. de CV(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 4.50% due 01/26/50 | 5,268 |
| | | Petroleos Mexicanos(b) | |
| USD | 5,000 | 7.69% due 01/23/50 | 4,750 |
| | | 社債合計 | 43,985 |
| | | メキシコ合計 (簿価 \$40,409) | 43,985 |
| | | 多国籍企業 (0.1%) | |
| | | 社債 (0.1%) | |
| | | Endo Dac / Endo Finance LLC / Endo Finco, Inc.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 5.88% due 10/15/24 | 10,025 |
| | | 社債合計 | 10,025 |
| | | 多国籍企業合計 (簿価 \$10,037) | 10,025 |
| | | オランダ (0.5%) | |
| | | 社債 (0.5%) | |
| | | Alcoa Nederland Holding BV(a),(b) | |
| USD | 15,000 | 5.50% due 12/15/27 | 15,900 |
| | | IHS Netherlands Holdco BV(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 8.00% due 09/18/27 | 5,375 |
| | | Lukoil Securities BV(a) | |
| USD | 5,000 | 3.88% due 05/06/30 | 5,294 |
| | | MV24 Capital BV(a) | |
| USD | 4,732 | 6.75% due 06/01/34 | 5,179 |
| | | Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV | |
| USD | 5,000 | 3.15% due 10/01/26 | 4,689 |
| | | 社債合計 | 36,437 |
| | | オランダ合計 (簿価 \$36,283) | 36,437 |
| | | オマーン (0.1%) | |
| | | 国債 (0.1%) | |
| | | Oman Government International Bond(a) | |
| USD | 5,000 | 6.75% due 01/17/48 | 4,813 |
| | | 国債合計 | 4,813 |
| | | オマーン合計 (簿価 \$4,503) | 4,813 |
| | | タイ (0.1%) | |
| | | 社債 (0.1%) | |

| | | | |
|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| | | Bangkok Bank PCL(a),(b),(c) | |
| USD | 5,000 | 3.73% due 09/25/34 | 5,189 |
| | | 社債合計 | 5,189 |
| | | タイ合計 (簿価 \$5,123) | 5,189 |
| | | ウクライナ (0.1%) | |
| | | 国債 (0.1%) | |
| | | Ukraine Government International Bond(a) | |
| USD | 5,000 | 7.25% due 03/15/33 | 5,081 |
| | | 国債合計 | 5,081 |
| | | ウクライナ合計 (簿価 \$4,973) | 5,081 |
| | | アラブ首長国連邦 (0.1%) | |
| | | 社債 (0.1%) | |
| | | Oztel Holdings SPC Ltd.(a) | |
| USD | 5,000 | 6.63% due 04/24/28 | 5,464 |
| | | 社債合計 | 5,464 |
| | | 国債 (0.0%) | |
| | | Finance Department Government of Sharjah(a) | |
| USD | 5,000 | 4.00% due 07/28/50 | 4,595 |
| | | 国債合計 | 4,595 |
| | | アラブ首長国連邦合計 (簿価 \$10,410) | 10,059 |
| | | 英国 (1.9%) | |
| | | 社債 (1.9%) | |
| | | BP Capital Markets PLC(b),(c),(d) | |
| USD | 25,000 | 4.88% | 26,838 |
| | | HSBC Holdings PLC(b),(c),(d) | |
| USD | 50,000 | 6.00% | 54,375 |
| | | Natwest Group PLC(b),(c) | |
| USD | 30,000 | 3.03% due 11/28/35 | 29,403 |
| | | Vodafone Group PLC | |
| USD | 15,000 | 5.25% due 05/30/48 | 19,118 |
| | | 社債合計 | 129,734 |
| | | 英国合計 (簿価 \$123,658) | 129,734 |
| | | 米国 (84.0%) | |
| | | 資産担保証券 (13.5%) | |
| | | COMM Mortgage Trust Class XA(b),(c) | |
| USD | 1,133,736 | 0.97% due 05/10/47 | 27,796 |
| USD | 982,389 | 1.07% due 06/10/47 | 28,772 |
| | | Federal Home Loan Mortgage Corp. Structured Agency Credit Risk Debt Notes Class M2(b),(c) | |
| USD | 250,000 | 2.62% due 03/25/30 | 254,624 |
| USD | 250,000 | 3.57% due 10/25/29 | 258,414 |
| | | Federal National Mortgage Association Connecticut Avenue Securities Class 1M2(b),(c) | |

| | | | |
|-----|-----------|----------------------------------------------------------------------|----------------|
| USD | 54,331 | 2.32% due 01/25/30 | 54,732 |
| USD | 117,446 | 3.12% due 10/25/29 | 119,456 |
| | | FNMA Connecticut Avenue Securities Class 1M2(b),(c) | |
| USD | 147,939 | 2.77% due 02/25/30 | 149,510 |
| | | GS Mortgage Securities Trust Class XA(b),(c) | |
| USD | 1,163,882 | 1.00% due 01/10/47 | 27,897 |
| | | Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust Class XA(b),(c) | |
| USD | 1,174,641 | 0.99% due 06/15/47 | 28,834 |
| | | 資産担保証券合計 | 950,035 |
| | | 社債 (42.2%) | |
| | | AbbVie, Inc.(b) | |
| USD | 15,000 | 4.70% due 05/14/45 | 18,031 |
| | | Air Lease Corp.(b) | |
| USD | 25,000 | 2.30% due 02/01/25 | 25,499 |
| | | Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc.(b) | |
| USD | 15,000 | 4.60% due 04/15/48 | 17,232 |
| USD | 15,000 | 4.75% due 04/15/58 | 17,573 |
| | | Antero Midstream Partners LP / Antero Midstream Finance Corp.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 7.88% due 05/15/26 | 10,881 |
| | | Aramark Services, Inc.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 5.00% due 04/01/25 | 10,225 |
| USD | 20,000 | 5.00% due 02/01/28 | 20,500 |
| | | Ascent Resources Utica Holdings LLC / ARU Finance Corp.(a),(b) | |
| USD | 20,000 | 7.00% due 11/01/26 | 20,000 |
| | | ASGN, Inc.(a),(b) | |
| USD | 35,000 | 4.63% due 05/15/28 | 36,487 |
| | | AssuredPartners, Inc.(a),(b) | |
| USD | 20,000 | 7.00% due 08/15/25 | 20,449 |
| | | AT&T, Inc.(b) | |
| USD | 25,000 | 3.65% due 06/01/51 | 23,893 |
| USD | 20,000 | 4.50% due 03/09/48 | 21,748 |
| | | Avis Budget Car Rental LLC / Avis Budget Finance, Inc.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 5.75% due 07/15/27 | 10,337 |
| | | AXA Equitable Holdings, Inc.(b) | |
| USD | 20,000 | 5.00% due 04/20/48 | 24,881 |
| | | Bank of America Corp.(b),(c) | |
| USD | 10,000 | 3.97% due 03/05/29 | 11,296 |
| | | BAT Capital Corp.(b) | |
| USD | 25,000 | 3.73% due 09/25/40 | 24,052 |
| USD | 15,000 | 4.91% due 04/02/30 | 17,337 |
| | | Beacon Roofing Supply, Inc.(a),(b) | |

| | | | |
|-----|--------|------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| USD | 30,000 | 4.88% due 11/01/25 | 30,210 |
| | | Boeing Co.(b) | |
| USD | 25,000 | 5.81% due 05/01/50 | 31,901 |
| | | Broadcom, Inc.(b) | |
| USD | 30,000 | 3.50% due 02/15/41(a) | 29,438 |
| USD | 20,000 | 4.15% due 11/15/30 | 21,971 |
| | | Buckeye Partners LP(b) | |
| USD | 65,000 | 3.95% due 12/01/26 | 64,532 |
| USD | 10,000 | 4.50% due 03/01/28(a) | 10,125 |
| USD | 10,000 | 5.60% due 10/15/44 | 9,800 |
| | | Caesars Resort Collection LLC / CRC Finco, Inc.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 5.25% due 10/15/25 | 4,963 |
| | | Calpine Corp.(a),(b) | |
| USD | 60,000 | 5.13% due 03/15/28 | 60,300 |
| | | Carnival Corp.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 7.63% due 03/01/26 | 10,512 |
| | | CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp.(a),(b) | |
| USD | 58,000 | 5.00% due 02/01/28 | 60,755 |
| | | Cedar Fair LP(b) | |
| USD | 20,000 | 5.38% due 04/15/27 | 20,442 |
| USD | 10,000 | 5.50% due 05/01/25(a) | 10,481 |
| | | Centene Corp.(b) | |
| USD | 10,000 | 3.00% due 10/15/30 | 10,157 |
| USD | 10,000 | 3.38% due 02/15/30 | 10,284 |
| | | CF Industries, Inc. | |
| USD | 5,000 | 4.95% due 06/01/43 | 5,888 |
| USD | 5,000 | 5.38% due 03/15/44 | 6,244 |
| | | Charter Communications Operating LLC / Charter Communications Operating Capital(b) | |
| USD | 30,000 | 4.80% due 03/01/50 | 32,682 |
| | | Cheniere Energy Partners LP(b) | |
| USD | 20,000 | 4.50% due 10/01/29 | 20,975 |
| | | CHS/Community Health Systems, Inc.(a),(b) | |
| USD | 25,000 | 8.13% due 06/30/24 | 26,062 |
| | | Clear Channel Worldwide Holdings, Inc.(a),(b) | |
| USD | 2,000 | 5.13% due 08/15/27 | 2,032 |
| | | CommScope, Inc.(a),(b) | |
| USD | 38,000 | 6.00% due 03/01/26 | 39,947 |
| | | Cornerstone Building Brands, Inc.(a),(b) | |
| USD | 15,000 | 6.13% due 01/15/29 | 15,375 |
| | | CSC Holdings LLC(a),(b) | |
| USD | 30,000 | 5.75% due 01/15/30 | 32,025 |

| | | | |
|-----|--------|--------------------------------------|--------|
| | | CVS Health Corp.(b) | |
| USD | 20,000 | 5.05% due 03/25/48 | 25,035 |
| | | DCP Midstream Operating LP(b) | |
| USD | 10,000 | 5.13% due 05/15/29 | 10,597 |
| USD | 10,000 | 5.60% due 04/01/44 | 10,375 |
| USD | 5,000 | 5.85% due 05/21/43(a),(c) | 4,437 |
| | | Dell, Inc. | |
| USD | 5,000 | 5.40% due 09/10/40 | 5,675 |
| USD | 5,000 | 6.50% due 04/15/38 | 6,237 |
| | | DISH DBS Corp.(b) | |
| USD | 10,000 | 7.38% due 07/01/28 | 10,481 |
| | | Energizer Holdings, Inc.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 4.75% due 06/15/28 | 10,222 |
| | | Energy Transfer Operating LP(b) | |
| USD | 10,000 | 6.25% due 04/15/49 | 11,840 |
| USD | 30,000 | 6.63% (c),(d) | 26,437 |
| USD | 40,000 | 7.13% (c),(d) | 38,585 |
| | | EPR Properties(b) | |
| USD | 10,000 | 3.75% due 08/15/29 | 9,503 |
| | | EQM Midstream Partners LP(b) | |
| USD | 11,000 | 4.75% due 07/15/23 | 11,342 |
| USD | 25,000 | 5.50% due 07/15/28 | 25,750 |
| | | EQT Corp.(b) | |
| USD | 15,000 | 3.90% due 10/01/27 | 15,600 |
| | | FirstEnergy Corp. | |
| USD | 5,000 | 5.35% due 07/15/47(b) | 5,950 |
| USD | 5,000 | 7.38% due 11/15/31 | 6,900 |
| | | Ford Motor Co. | |
| USD | 15,000 | 4.75% due 01/15/43 | 15,172 |
| | | Ford Motor Credit Co. LLC | |
| USD | 25,000 | 3.81% due 10/12/21 | 25,296 |
| | | Fox Corp.(b) | |
| USD | 15,000 | 5.58% due 01/25/49 | 19,595 |
| | | Freeport-McMoRan, Inc.(b) | |
| USD | 5,000 | 5.40% due 11/14/34 | 6,194 |
| USD | 35,000 | 5.45% due 03/15/43 | 43,531 |
| | | Frontier Communications Corp.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 6.75% due 05/01/29 | 10,450 |
| | | FXI Holdings, Inc.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 7.88% due 11/01/24 | 10,150 |
| | | General Electric Co. | |

| | | | |
|-----|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|
| USD | 10,000 | 4.35% due 05/01/50(b) | 10,991 |
| USD | 25,000 | 5.88% due 01/14/38 | 32,565 |
| | | General Motors Co.(b) | |
| USD | 25,000 | 6.13% due 10/01/25 | 29,709 |
| | | General Motors Financial Co., Inc.(b) | |
| USD | 10,000 | 5.10% due 01/17/24 | 11,127 |
| | | GTCR AP Finance, Inc.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 8.00% due 05/15/27 | 5,337 |
| | | HB Fuller Co.(b) | |
| USD | 20,000 | 4.25% due 10/15/28 | 20,394 |
| | | HCA, Inc.(b) | |
| USD | 15,000 | 3.50% due 09/01/30 | 15,507 |
| USD | 20,000 | 5.25% due 06/15/49 | 24,834 |
| USD | 35,000 | 5.38% due 09/01/26 | 39,947 |
| | | HUB International Ltd.(a),(b) | |
| USD | 26,000 | 7.00% due 05/01/26 | 27,089 |
| | | Iron Mountain, Inc.(a),(b) | |
| USD | 65,000 | 5.25% due 03/15/28 | 67,925 |
| | | JELD-WEN, Inc.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 4.88% due 12/15/27 | 5,191 |
| | | JPMorgan Chase & Co.(b),(c) | |
| USD | 5,000 | 2.96% due 05/13/31 | 5,196 |
| | | KAR Auction Services, Inc.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 5.13% due 06/01/25 | 5,075 |
| | | Kinder Morgan, Inc.(b) | |
| USD | 30,000 | 5.55% due 06/01/45 | 36,506 |
| | | Kraft Heinz Foods Co.(b) | |
| USD | 5,000 | 4.38% due 06/01/46 | 5,410 |
| USD | 5,000 | 4.88% due 10/01/49 | 5,835 |
| | | L Brands, Inc.(a),(b) | |
| USD | 15,000 | 6.63% due 10/01/30 | 16,838 |
| | | Live Nation Entertainment, Inc.(a),(b) | |
| USD | 40,000 | 4.75% due 10/15/27 | 40,408 |
| | | LPL Holdings, Inc.(a),(b) | |
| USD | 25,000 | 5.75% due 09/15/25 | 25,755 |
| | | Mauser Packaging Solutions Holding Co.(a),(b) | |
| USD | 38,000 | 7.25% due 04/15/25 | 37,549 |
| | | MDC Holdings, Inc.(b) | |
| USD | 10,000 | 6.00% due 01/15/43 | 13,200 |
| | | Mileage Plus Holdings LLC / Mileage Plus Intellectual Property Assets Ltd.(a),(b) | |
| USD | 35,000 | 6.50% due 06/20/27 | 38,238 |

| | | | |
|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| | | Molina Healthcare, Inc.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 3.88% due 11/15/30 | 5,212 |
| | | MPH Acquisition Holdings LLC(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 5.75% due 11/01/28 | 9,925 |
| | | MPLX LP(b) | |
| USD | 30,000 | 4.70% due 04/15/48 | 32,490 |
| | | Netflix, Inc.(a) | |
| USD | 5,000 | 4.88% due 06/15/30(b) | 5,750 |
| USD | 5,000 | 5.38% due 11/15/29 | 5,907 |
| | | Newell Brands, Inc.(b) | |
| USD | 10,000 | 6.00% due 04/01/46 | 12,916 |
| | | Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co.(a),(b) | |
| USD | 40,000 | 5.63% due 10/01/28 | 42,300 |
| | | NRG Energy, Inc.(a),(b) | |
| USD | 15,000 | 3.63% due 02/15/31 | 14,642 |
| | | Occidental Petroleum Corp.(b) | |
| USD | 20,000 | 3.20% due 08/15/26 | 19,206 |
| USD | 25,000 | 3.50% due 08/15/29 | 23,849 |
| USD | 25,000 | 4.30% due 08/15/39 | 22,188 |
| USD | 5,000 | 5.88% due 09/01/25 | 5,425 |
| | | ON Semiconductor Corp.(a),(b) | |
| USD | 14,000 | 3.88% due 09/01/28 | 14,608 |
| | | Ortho-Clinical Diagnostics, Inc. / Ortho-Clinical Diagnostics S.A.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 7.25% due 02/01/28 | 10,925 |
| | | Outfront Media Capital LLC / Outfront Media Capital Corp.(a),(b) | |
| USD | 3,000 | 5.00% due 08/15/27 | 3,049 |
| | | Pacific Gas & Electric Co.(b) | |
| USD | 15,000 | 3.30% due 08/01/40 | 14,103 |
| USD | 25,000 | 4.30% due 03/15/45 | 25,229 |
| | | Plains All American Pipeline LP / PAA Finance Corp.(b) | |
| USD | 40,000 | 3.55% due 12/15/29 | 40,862 |
| USD | 21,000 | 4.65% due 10/15/25 | 23,232 |
| | | Post Holdings, Inc.(a),(b) | |
| USD | 25,000 | 5.63% due 01/15/28 | 26,243 |
| | | Presidio Holdings, Inc.(a),(b) | |
| USD | 30,000 | 8.25% due 02/01/28 | 33,131 |
| | | Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance, Inc.(a) | |
| USD | 55,000 | 5.75% due 04/15/26 | 59,263 |
| | | QualityTech LP / QTS Finance Corp.(a),(b) | |
| USD | 15,000 | 3.88% due 10/01/28 | 15,273 |
| | | Range Resources Corp.(a),(b) | |

| | | | |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------|--------|
| USD | 10,000 | 8.25% due 01/15/29 | 10,747 |
| | | Realogy Group LLC / Realogy Co.-Issuer Corp.(a),(b) | |
| USD | 20,000 | 7.63% due 06/15/25 | 21,700 |
| | | RHP Hotel Properties LP / RHP Finance Corp.(b) | |
| USD | 10,000 | 4.75% due 10/15/27 | 10,138 |
| | | Royal Caribbean Cruises Ltd.(a),(b) | |
| USD | 15,000 | 11.50% due 06/01/25 | 17,550 |
| | | Sasol Financing USA LLC(b) | |
| USD | 5,000 | 5.88% due 03/27/24 | 5,391 |
| | | Science Applications International Corp.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 4.88% due 04/01/28 | 10,425 |
| | | Scientific Games International, Inc.(a),(b) | |
| USD | 10,000 | 7.00% due 05/15/28 | 10,597 |
| | | Sirius XM Radio, Inc.(a),(b) | |
| USD | 15,000 | 4.13% due 07/01/30 | 15,150 |
| USD | 25,000 | 5.50% due 07/01/29 | 27,063 |
| | | Six Flags Theme Parks, Inc.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 7.00% due 07/01/25 | 5,390 |
| | | Southern Co.(b),(c) | |
| USD | 30,000 | 4.00% due 01/15/51 | 31,231 |
| | | Spirit AeroSystems, Inc.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 7.50% due 04/15/25 | 5,291 |
| | | Sprint Capital Corp. | |
| USD | 5,000 | 6.88% due 11/15/28 | 6,325 |
| USD | 5,000 | 8.75% due 03/15/32 | 7,440 |
| | | Sprint Corp. | |
| USD | 10,000 | 7.13% due 06/15/24 | 11,515 |
| | | Standard Industries, Inc.(a),(b) | |
| USD | 25,000 | 4.38% due 07/15/30 | 25,798 |
| | | Synchrony Financial(b) | |
| USD | 40,000 | 2.85% due 07/25/22 | 41,194 |
| | | Tallgrass Energy Partners LP / Tallgrass Energy Finance Corp.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 5.50% due 09/15/24 | 5,032 |
| USD | 5,000 | 7.50% due 10/01/25 | 5,332 |
| | | Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp.(b) | |
| USD | 50,000 | 5.00% due 01/15/28 | 52,056 |
| | | Taylor Morrison Communities, Inc.(a),(b) | |
| USD | 5,000 | 5.75% due 01/15/28 | 5,575 |
| | | Tenet Healthcare Corp.(a),(b) | |
| USD | 35,000 | 6.13% due 10/01/28 | 36,792 |
| | | Terex Corp.(a),(b) | |

| | | | |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| USD | 45,000 | 5.63% due 02/01/25 T-Mobile USA, Inc.(b) | 46,181 |
| USD | 15,000 | 2.88% due 02/15/31 | 14,719 |
| USD | 25,000 | 4.50% due 04/15/50(a) Toll Brothers Finance Corp.(b) | 27,788 |
| USD | 15,000 | 3.80% due 11/01/29 | 16,313 |
| USD | 5,000 | 4.35% due 02/15/28 TransDigm, Inc.(b) | 5,550 |
| USD | 50,000 | 6.25% due 03/15/26(a) | 52,690 |
| USD | 10,000 | 7.50% due 03/15/27 Tri Pointe Homes, Inc.(b) | 10,659 |
| USD | 25,000 | 5.70% due 06/15/28 United Airlines 2020-1 Class A Pass Through Trust | 27,813 |
| USD | 9,758 | 5.88% due 10/15/27 United Rentals North America, Inc.(b) | 10,948 |
| USD | 5,000 | 5.25% due 01/15/30 ViacomCBS, Inc.(b) | 5,500 |
| USD | 20,000 | 4.20% due 05/19/32 Viatris, Inc.(a),(b) | 22,866 |
| USD | 20,000 | 4.00% due 06/22/50 Vistra Operations Co. LLC(a),(b) | 20,560 |
| USD | 15,000 | 5.00% due 07/31/27 Western Gas Partners LP(b) | 15,698 |
| USD | 10,000 | 5.30% due 03/01/48 Western Midstream Operating LP(b) | 10,500 |
| USD | 15,000 | 4.35% due 02/01/25 | 15,378 |
| USD | 5,000 | 6.50% due 02/01/50 Wynn Las Vegas LLC / Wynn Las Vegas Capital Corp.(a),(b) | 5,754 |
| USD | 5,000 | 5.25% due 05/15/27 | 5,313 |
| USD | 10,000 | 5.50% due 03/01/25 | 10,600 |
| | | 社債合計 | 2,941,792 |
| | | 国債 (28.3%) | |
| | | Government National Mortgage Association, TBA(e) | |
| USD | 75,000 | 2.00% due 03/01/51 | 75,926 |
| USD | 300,000 | 2.50% due 03/01/51 Uniform Mortgage Backed Securities, TBA(e) | 310,500 |
| USD | 145,000 | 2.00% due 03/01/51 | 145,861 |
| USD | 565,000 | 2.50% due 03/01/51 U.S. Treasury Bond | 583,716 |
| USD | 125,000 | 3.13% due 02/15/43 U.S. Treasury Inflation Indexed Bond | 147,578 |

| | | | |
|-----------|------------------|------------------------------------------------|------------------|
| USD | 35,460 | 0.25% due 02/15/50 | 37,355 |
| USD | 105,628 | 1.00% due 02/15/48 | 132,697 |
| | | U.S. Treasury Inflation Indexed Bonds | |
| USD | 115,427 | 1.00% due 02/15/46 | 142,996 |
| | | U.S. Treasury Inflation Indexed Note | |
| USD | 116,158 | 0.50% due 01/15/28 | 129,786 |
| USD | 137,028 | 0.63% due 01/15/26 | 152,355 |
| | | U.S. Treasury Note | |
| USD | 60,000 | 1.63% due 02/15/26 | 62,503 |
| USD | 50,000 | 2.88% due 08/15/28 | 55,901 |
| | | 国債合計 | 1,977,174 |
| | | 米国合計 (簿価 \$6,057,682) | 5,869,001 |
| | | 債券合計 (簿価 \$6,559,803) | 6,388,752 |
| <u>口数</u> | | 上場投資信託(ETF) (11.6%) | |
| | | 米国 (11.6%) | |
| 24,584 | | Invesco Senior Loan ETF | 545,765 |
| 3,022 | | iShares iBoxx \$ High Yield Corporate Bond ETF | 261,221 |
| | | 米国合計 | 806,986 |
| | | 上場投資信託(ETF)合計 (簿価 \$809,874) | 806,986 |
| <u>元本</u> | | 短期投資 (14.8%) | |
| | | 米国 (14.7%) | |
| | | 国債 (12.9%) | |
| | | United States Treasury Bill(1) | |
| 900,000 | | 0.09% due 05/20/21 | 899,813 |
| | | 国債合計 (簿価 \$899,813) | 899,813 |
| | | 定期預金 (1.8%) | |
| | | JP Morgan Chase & Co. | |
| USD | 123,448 | 0.00% due 03/01/21 | 123,448 |
| | | 定期預金合計 (簿価 \$123,448) | 123,448 |
| | | 米国合計 (簿価 \$1,023,261) | 1,023,261 |
| | | グランド・ケイマン (0.1%) | |
| | | 定期預金 (0.1%) | |
| | | Brown Brothers Harriman & Co. | |
| EUR | 5,012 | (0.71)% due 03/01/21(f) | 6,084 |
| DKK | 0 ⁽²⁾ | (0.52)% due 03/01/21(f) | 0 ⁽²⁾ |
| JPY | 5 | (0.32)% due 03/01/21(f) | 0 ⁽²⁾ |
| SEK | 0 ⁽²⁾ | (0.29)% due 03/01/21(f) | 0 ⁽²⁾ |
| NOK | 0 ⁽²⁾ | (0.08)% due 03/01/21(f) | 0 ⁽²⁾ |
| AUD | 924 | (0.06)% due 03/01/21(f) | 715 |
| GBP | 6 | 0.00% due 03/01/21 | 8 |

| | | | | |
|--------------------------------|-------|--------------------|---------------|---------------------|
| CAD | 6 | 0.01% due 03/01/21 | | 5 |
| NZD | 55 | 0.01% due 03/01/21 | | 40 |
| ZAR | 1,633 | 2.80% due 03/01/21 | | 108 |
| 定期預金合計(簿価 \$6,960) | | | | 6,960 |
| グランド・ケイマン合計(簿価 \$6,960) | | | | 6,960 |
| 短期投資合計(簿価 \$1,030,221) | | | | 1,030,221 |
| 純資産に | | | | |
| 占める割合 | | | | |
| 投資総額(簿価 \$8,399,898) | | | 117.8% | \$ 8,225,959 |
| 現金およびその他の資産を超過する負債 | | | (17.8) | (1,245,247) |
| 純資産 | | | 100.0% | \$ 6,980,712 |

(1) この証券のすべてもしくは一部が2021年2月26日時点の先物取引の担保として取引相手に差し入れられています。

(2) 0.5未満

投資明細表のすべての有価証券は、運用会社の最善の判断に基づき、有価証券の所在地ではなくリスクの所在国によって分類されています。

用語集:

TBA To be announced(事後告知)の略。米国政府機関によって発行される不動産ローン担保証券の先物取引で、合意された将来の決済日に受渡しがされます。

(a) 144A 証券 - 1933年証券取引法の規則144A の下でSECへの登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、登録せずに主として適格機関投資家に転売が可能です。他に指定がない限り、これらの証券は非流動的だとはみなされません。

(b) 償還条項付き証券。

(c) 2021年2月26日時点の変動金利証券。

(d) 永久債。

(e) 発行日取引または繰延受渡しベースで購入された証券。

(f) 豪ドル、デンマーク・クローネ、ユーロ、日本円、ノルウェー・クローネ、スウェーデン・クローネ建ての短期金融商品の金利はゼロ%を下回る可能性があります。

2021年2月26日時点の先物取引(純資産の0.4%)

| ポジション | 銘柄 | 限月 | 枚数 | 評価益/(損) |
|-------|-----------------------------------------------|----------|-----|------------------|
| Short | Euro-Bund March Futures | 2021年03月 | (1) | \$ 4,066 |
| Short | U.S. Treasury 10 Year Ultra June Futures | 2021年06月 | (4) | 6,387 |
| Long | U.S. Treasury Long Bond June Futures | 2021年06月 | 1 | (1,540) |
| Short | U.S. Ultra Long Bond (CBT) June Futures | 2021年06月 | (2) | 2,607 |
| Short | U.S. Treasury 10 Year Note (CBT) June Futures | 2021年06月 | (9) | 14,008 |
| Short | U.S. Treasury 5 Year Note (CBT) June Futures | 2021年06月 | (1) | 1,024 |
| | | | | \$ 26,552 |

2021年2月26日時点のファンドレベルの外国為替先渡取引（純資産の0.0%）

| 買い | 取引相手 | 契約金額 | 決済日 | 売り | 契約金額 | 評価益 | 評価（損） | 純評価益/（損） |
|-----|----------------------|------------|------------|-----|------------|----------|------------|----------|
| CLP | Citibank N.A. | 16,515,533 | 03/03/2021 | USD | 22,382 | \$ 456 | \$ - | \$ 456 |
| CLP | Citibank N.A. | 16,515,533 | 04/07/2021 | USD | 23,540 | - | (687) | (687) |
| COP | Citibank N.A. | 63,826,987 | 03/03/2021 | USD | 17,521 | 130 | - | 130 |
| COP | Citibank N.A. | 63,826,987 | 04/07/2021 | USD | 17,861 | - | (230) | (230) |
| KRW | Citibank N.A. | 6,912,310 | 03/03/2021 | USD | 6,241 | - | (92) | (92) |
| KRW | Citibank N.A. | 6,912,310 | 03/03/2021 | USD | 6,162 | - | (13) | (13) |
| KRW | Citibank N.A. | 6,912,310 | 04/07/2021 | USD | 6,235 | - | (107) | (107) |
| MXN | Citibank N.A. | 634,020 | 03/03/2021 | USD | 31,292 | - | (974) | (974) |
| MXN | Citibank N.A. | 407,535 | 04/07/2021 | USD | 19,870 | - | (462) | (462) |
| RUB | Citibank N.A. | 1,966,018 | 03/03/2021 | USD | 25,907 | 466 | - | 466 |
| RUB | Citibank N.A. | 1,966,018 | 04/07/2021 | USD | 26,579 | - | (326) | (326) |
| USD | Citibank N.A. | 23,523 | 03/03/2021 | CLP | 16,515,533 | 685 | - | 685 |
| USD | Citibank N.A. | 10,264 | 03/03/2021 | ZAR | 149,244 | 412 | - | 412 |
| USD | Citibank N.A. | 26,680 | 03/03/2021 | RUB | 1,966,018 | 307 | - | 307 |
| USD | Citibank N.A. | 17,882 | 03/03/2021 | COP | 63,826,987 | 232 | - | 232 |
| USD | Citibank N.A. | 6,162 | 03/03/2021 | KRW | 6,912,310 | 13 | - | 13 |
| USD | Citibank N.A. | 19,941 | 03/03/2021 | MXN | 407,535 | 453 | - | 453 |
| USD | Citibank N.A. | 6,234 | 03/03/2021 | KRW | 6,912,310 | 85 | - | 85 |
| USD | Royal Bank of Canada | 10,925 | 03/03/2021 | MXN | 226,485 | 95 | - | 95 |
| ZAR | Citibank N.A. | 149,244 | 03/03/2021 | USD | 9,766 | 86 | - | 86 |
| ZAR | Citibank N.A. | 149,244 | 04/07/2021 | USD | 10,221 | - | (417) | (417) |
| | | | | | | \$ 3,420 | \$ (3,308) | \$ 112 |

2021年2月26日時点の通貨セレクトクラス外国為替先渡取引（純資産の-0.1%）

| 買い | 取引相手 | 契約金額 | 決済日 | 売り | 契約金額 | 評価益 | 評価（損） | 純評価益/（損） |
|-----|---------------|---------------|------------|-----|---------|--------|------------|------------|
| CNY | Citibank N.A. | 544,659 | 03/11/2021 | USD | 84,071 | \$ 183 | \$ - | \$ 183 |
| IDR | Citibank N.A. | 1,183,490,157 | 03/11/2021 | USD | 83,943 | - | (927) | (927) |
| INR | Citibank N.A. | 6,621,450 | 03/11/2021 | USD | 90,457 | - | (475) | (475) |
| MXN | Citibank N.A. | 1,624,370 | 03/11/2021 | USD | 79,800 | - | (2,195) | (2,195) |
| TRY | Citibank N.A. | 819,454 | 03/11/2021 | USD | 113,233 | - | (3,210) | (3,210) |
| ZAR | Citibank N.A. | 1,110,065 | 03/11/2021 | USD | 73,503 | - | (297) | (297) |
| | | | | | | \$ 183 | \$ (7,104) | \$ (6,921) |

2021年2月26日時点の円ヘッジクラス外国為替先渡取引（純資産の-0.9%）

| 買い | 取引相手 | 契約金額 | 決済日 | 売り | 契約金額 | 評価益 | 評価（損） | 純評価益/（損） |
|-----|---------------|-------------|------------|-----|-----------|------|-------------|-------------|
| JPY | Citibank N.A. | 565,141,978 | 03/11/2021 | USD | 5,368,851 | \$ - | \$ (63,875) | \$ (63,875) |

2021年2月26日時点の円ヘッジN1クラス外国為替先渡取引（純資産の-0.1%）

| 買い | 取引相手 | 契約金額 | 決済日 | 売り | 契約金額 | 評価益 | 評価(損) | 純評価益/(損) |
|-----|---------------|-----------|------------|-----|--------|------|------------|------------|
| JPY | Citibank N.A. | 9,620,768 | 03/11/2021 | USD | 91,408 | \$ - | \$ (1,098) | \$ (1,098) |

2021年2月26日時点のファンドレベルのトータル・リターン・スワップ(純資産の-0.1%)

| 通貨 | 取引相手 | 想定元本 | 原指数 | 利率 | 満期日 | プレミアム の受け/ 払い | 評価益/ (損) | 評価額 |
|-----|---------------------|---------|------------------------------------------------|---------|-----------|---------------------|-------------|------------|
| USD | Goldman Sachs & Co. | 763,788 | iShares iBoxx \$ High Yield Corporate Bond ETF | (0.638) | 3/24/2021 | \$ - | \$ (8,694) | \$ (8,694) |

通貨の略称

| | | |
|-----|---|-------------|
| AUD | - | オーストラリア・ドル |
| CAD | - | カナダ・ドル |
| CLP | - | チリ・ペソ |
| CNY | - | 中国・人民元 |
| COP | - | コロンビア・ペソ |
| DKK | - | デンマーク・クローネ |
| EUR | - | ユーロ |
| GBP | - | 英ポンド |
| IDR | - | インドネシア・ルピア |
| INR | - | インド・ルピー |
| JPY | - | 日本円 |
| KRW | - | 韓国ウォン |
| MXN | - | メキシコ・ペソ |
| NOK | - | ノルウェー・クローネ |
| RUB | - | ロシア・ルーブル |
| SEK | - | スウェーデン・クローネ |
| TRY | - | トルコ・リラ |
| USD | - | 米ドル |
| ZAR | - | 南アフリカ・ランド |

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 2021年3月29日現在 | 2022年3月28日現在 |
|-----------------|------------------|----------------|
| | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 52,620,141,703 | 10,962,131,941 |
| 現先取引勘定 | 999,985,479 | - |
| 流動資産合計 | 53,620,127,182 | 10,962,131,941 |
| 資産合計 | 53,620,127,182 | 10,962,131,941 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 300,000,000 | 20,459,000 |
| 流動負債合計 | 300,000,000 | 20,459,000 |
| 負債合計 | 300,000,000 | 20,459,000 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 52,431,554,257 | 10,762,782,644 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 888,572,925 | 178,890,297 |
| 元本等合計 | 53,320,127,182 | 10,941,672,941 |
| 純資産合計 | 53,320,127,182 | 10,941,672,941 |
| 負債純資産合計 | 53,620,127,182 | 10,962,131,941 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| |
|------------------------------|
| 自 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
| 該当事項はありません。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分 | 2021年3月29日現在 | 2022年3月28日現在 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 1. 1 期首 | 2020年3月28日 | 2021年3月30日 |
| 期首元本額 | 58,754,257,249円 | 52,431,554,257円 |
| 期中追加設定元本額 | 84,173,872,550円 | 10,786,518,150円 |
| 期中一部解約元本額 | 90,496,575,542円 | 52,455,289,763円 |

| 期末元本額の内訳 | | |
|---------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| ファンド名 | | |
| ダイワ日経225 - シフト11 - 2019-03 (適格機関投資家専 用) | 531,632,690円 | 531,632,690円 |
| ゴールド・ファンド (F0Fs 用) (適格機関投資家専用) | 2,457,214,851円 | 5,152,405,878円 |
| ターゲット・リターン (コス ト控除後3%) 資金拠出用 ファンド (適格機関投資家専 用) | - 円 | 244,344円 |
| ターゲット・リターン (コス ト控除後5%) 資金拠出用 ファンド (適格機関投資家専 用) | - 円 | 290,087円 |
| ダイワ・グローバルIoT関連 株ファンド - AI新時代 - (為替ヘッジあり) | 977,694円 | 977,694円 |
| ダイワ・グローバルIoT関連 株ファンド - AI新時代 - (為替ヘッジなし) | 977,694円 | 977,694円 |
| ダイワFEグローバル・バ リュウ (為替ヘッジあり) | 9,608円 | 9,608円 |
| ダイワFEグローバル・バ リュウ (為替ヘッジなし) | 9,608円 | 9,608円 |
| NWQグローバル厳選証券 ファンド (為替ヘッジあり) | 49,107円 | 49,107円 |
| NWQグローバル厳選証券 ファンド (為替ヘッジなし) | 49,107円 | 49,107円 |
| ダイワ/“RICI®”コモ ディティ・ファンド | 5,024,392円 | 2,074,249円 |
| US債券NB戦略ファンド (為替ヘッジあり/年1回決 算型) | 1,676円 | 1,676円 |
| US債券NB戦略ファンド (為替ヘッジなし/年1回決 算型) | 1,330円 | 1,330円 |
| スマート・アロケーション・ Dガード | - 円 | 12,288,020円 |
| 堅実バランスファンド - ハ ジメの一步 - | - 円 | 217,934,210円 |

| | | |
|-------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| NWQグローバル厳選証券 ファンド(為替ヘッジあり/ 隔月分配型) | 180,729円 | 180,729円 |
| NWQグローバル厳選証券 ファンド(為替ヘッジなし/ 隔月分配型) | 737,649円 | 737,649円 |
| NWQグローバル厳選証券 ファンド(為替ヘッジあり/ 資産成長型) | 95,276円 | 95,276円 |
| NWQグローバル厳選証券 ファンド(為替ヘッジなし/ 資産成長型) | 337,885円 | 337,885円 |
| 世界セレクトティブ株式オーブ ン | 983円 | 983円 |
| 世界セレクトティブ株式オーブ ン(年2回決算型) | 983円 | 983円 |
| NWQグローバル厳選証券 ファンド(為替ヘッジあり/ 毎月分配型) | 983円 | 983円 |
| NWQグローバル厳選証券 ファンド(為替ヘッジなし/ 毎月分配型) | 983円 | 983円 |
| iFreeETF NASDAQ100インバー ス | - 円 | 640,351,769円 |
| DCダイワ・マネー・ポート フォリオ | 4,445,263,520円 | 4,067,049,120円 |
| ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプル リターンズ - 日本円・コー ス(毎月分配型) | 132,757円 | 132,757円 |
| ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプル リターンズ - 豪ドル・コー ス(毎月分配型) | 643,132円 | 52,987円 |
| ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプル リターンズ - ブラジル・レ アル・コース(毎月分配型) | 4,401,613円 | 467,315円 |
| ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプル リターンズ - 米ドル・コー ス(毎月分配型) | 12,784円 | 12,784円 |

| | | |
|------------------------------------------|-----------------|-------------|
| ダイワ/フィデリティ北米株式ファンド - パラダイムシフト - | 1,988,495円 | 1,988,495円 |
| ブルベア・マネー・ポートフォリオ | 27,184,466,897円 | - 円 |
| ブル3倍日本株ポートフォリオ | 13,928,195,665円 | - 円 |
| ベア2倍日本株ポートフォリオ | 3,780,907,732円 | - 円 |
| ダイワFEグローバル・バリュー株ファンド(ダイワSMA専用) | 3,666円 | 3,666円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)ブラジル・レアル・コース(毎月分配型) | 155,317円 | 155,317円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型) | 38,024円 | 38,024円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)米ドル・コース(毎月分配型) | 4,380円 | 4,380円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)豪ドル・コース(毎月分配型) | 22,592円 | 22,592円 |
| ダイワ/アムンディ食糧増産関連ファンド | 164,735円 | - 円 |
| ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ | 85,218,881円 | 78,330,842円 |
| ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース) | 33,689円 | 33,689円 |
| ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 コース) | 96,254円 | 96,254円 |
| ダイワ・ダブルバランス・ファンド(Dガード付/部分為替ヘッジあり) | - 円 | 48,209,718円 |
| ダイワ・インフラビジネス・ファンド - インフラ革命 - (為替ヘッジあり) | 5,385円 | 5,385円 |
| ダイワ・インフラビジネス・ファンド - インフラ革命 - (為替ヘッジなし) | 11,530円 | 11,530円 |

| | | |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)米ドルコース | 9,817円 | 9,817円 |
| ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)日本円コース | 6,964円 | 6,964円 |
| ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)通貨コース | 9,479円 | 9,479円 |
| ダイワ英国高配当株ツイン (毎月分配型) | 98,107円 | 98,107円 |
| ダイワ英国高配当株ファンド | 98,107円 | 98,107円 |
| ダイワ英国高配当株ファン ド・マネー・ポートフォリオ | 979,761円 | 982,294円 |
| DCスマート・アロケーショ ン・Dガード | -円 | 3,117,255円 |
| ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)南アフリ カ・ランド・コース(毎月分 配型) | 1,097円 | 1,097円 |
| ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)トルコ・リ ラ・コース(毎月分配型) | 2,690円 | 2,690円 |
| ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)通貨セレクト ・コース(毎月分配型) | 1,350円 | 1,350円 |
| ダイワ・オーストラリア高配 当株(毎月分配型)株式 コース | 98,203円 | 98,203円 |
| ダイワ・オーストラリア高配 当株(毎月分配型)通貨 コース | 98,203円 | 98,203円 |
| ダイワ・オーストラリア高配 当株(毎月分配型)株 式&通貨ツインコース | 982,029円 | 982,029円 |
| ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプル リターンズ - 通貨セレクト・ コース(毎月分配型) | 98,174円 | 9,652円 |
| 計 | 52,431,554,257円 | 10,762,782,644円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 52,431,554,257口 | 10,762,782,644口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、信用リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 2022年3月28日現在 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

| 2021年3月29日現在 | 2022年3月28日現在 |
|--------------|--------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 2021年3月29日現在 | 2022年3月28日現在 |
|--------------|--------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 2021年3月29日現在 | 2022年3月28日現在 |
|--------------|--------------|--------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.0169円 | 1.0166円 |
| (1万口当たり純資産額) | (10,169円) | (10,166円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジなし/年1回決算型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(2021年3月30日から2022年3月28日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

US債券NB戦略ファンド（為替ヘッジなし/年1回決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第8期 2021年3月29日現在 | 第9期 2022年3月28日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 719,224 | 292,881 |
| 投資信託受益証券 | 19,785,268 | 10,231,702 |
| 親投資信託受益証券 | 1,352 | 1,352 |
| 未収入金 | - | 200,000 |
| 流動資産合計 | 20,505,844 | 10,725,935 |
| 資産合計 | 20,505,844 | 10,725,935 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 63,960 |
| 未払受託者報酬 | 3,451 | 2,448 |
| 未払委託者報酬 | 128,362 | 91,022 |
| その他未払費用 | 779 | 558 |
| 流動負債合計 | 132,592 | 157,988 |
| 負債合計 | 132,592 | 157,988 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 17,269,470 | 8,658,843 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 3,103,782 | 1,909,104 |
| （分配準備積立金） | 1,080,066 | 522,446 |
| 元本等合計 | 20,373,252 | 10,567,947 |
| 純資産合計 | 20,373,252 | 10,567,947 |
| 負債純資産合計 | 20,505,844 | 10,725,935 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第8期 | | 第9期 | |
|-------------------------|-----|----------------------------|-----|----------------------------|
| | 自 | 2020年3月28日 至 2021年3月29日 | 自 | 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 1 | | - |
| 有価証券売買等損益 | | 3,628,195 | | 846,434 |
| 営業収益合計 | | 3,628,196 | | 846,434 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 54 | | 9 |
| 受託者報酬 | | 7,275 | | 5,710 |
| 委託者報酬 | | 270,258 | | 212,469 |
| その他費用 | | 1,685 | | 1,294 |
| 営業費用合計 | | 279,272 | | 219,482 |
| 営業利益 | | 3,348,924 | | 626,952 |
| 経常利益 | | 3,348,924 | | 626,952 |
| 当期純利益 | | 3,348,924 | | 626,952 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | | 522,673 | | 277,763 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 223,914 | | 3,103,782 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 107,328 | | 111,303 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 107,328 | | 111,303 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 53,711 | | 1,655,170 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 53,711 | | 1,655,170 |
| 分配金 | | 1 - | | 1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 3,103,782 | | 1,909,104 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第9期 | |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| | 自 2021年3月30日 | 至 2022年3月28日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> | |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>計算期間末日</p> <p>2021年3月27日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2021年3月29日としており、2022年3月27日が休日のため、当計算期間末日を2022年3月28日としております。このため、当計算期間は364日となっております。</p> | |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第8期 | 第9期 |
|---------------------|--------------|--------------|
| | 2021年3月29日現在 | 2022年3月28日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 21,016,995円 | 17,269,470円 |
| 期中追加設定元本額 | 781,232円 | 582,948円 |
| 期中一部解約元本額 | 4,528,757円 | 9,193,575円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 17,269,470口 | 8,658,843口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区 分 | 第8期 | 第9期 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 自 2020年3月28日 至 2021年3月29日 | 自 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
| 1 分配金の計算過程 | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,824,782円）及び分配準備積立金（1,080,066円）より分配対象額は3,904,848円（1万口当たり2,261.13円）であり、分配を行っておりません。</p> | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,424,956円）及び分配準備積立金（522,446円）より分配対象額は1,947,402円（1万口当たり2,249.03円）であり、分配を行っておりません。</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第9期 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 自 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | <p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p> |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p> |

| | |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第9期 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 2022年3月28日現在 |
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 第8期 | 第9期 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | 2021年3月29日現在 | 2022年3月28日現在 |
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券 | 3,046,362 | 474,337 |
| 親投資信託受益証券 | 1 | 0 |
| 合計 | 3,046,361 | 474,337 |

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 第8期 | 第9期 |
|--------------|--------------|
| 2021年3月29日現在 | 2022年3月28日現在 |
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第9期 |
|-------------------------------------------------------------------|
| 自 2021年3月30日 |
| 至 2022年3月28日 |
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

(1口当たり情報)

| | 第8期 2021年3月29日現在 | 第9期 2022年3月28日現在 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.1797円 (11,797円) | 1.2205円 (12,205円) |

(重要な後発事象)

| 第9期 自 2021年3月30日 至 2022年3月28日 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当ファンドは、投資信託約款の規定に基づき、繰上償還(信託契約の解約)の議案にかかる書面決議を行い、2022年4月14日付で当該議案が可決されたため、2022年9月27日付で繰上償還を行います。 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|--------------|-------------------------------------------------|------------|------------|----|
| 投資信託受益証券 | NB STRATEGIC INCOME FUND NON HEDGED N1 CLASS | 74,179.860 | 10,231,702 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | 10,231,702 | |
| 親投資信託受益証券 | ダイワ・マネー・マザーファンド | 1,330 | 1,352 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | 1,352 | |
| 合計 | | | 10,233,054 | |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジ / N1クラス)」の受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジ / N1クラス)」の状況

前記「US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり / 年1回決算型)」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり / 年1回決算型)」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)

【純資産額計算書】

2022年3月31日

| | |
|-----------------|------------|
| 資産総額 | 6,436,255円 |
| 負債総額 | 654円 |
| 純資産総額(-) | 6,435,601円 |
| 発行済数量 | 7,162,487口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.8985円 |

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

2022年3月31日

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 11,509,554,287円 |
| 負債総額 | 2,096,800円 |
| 純資産総額(-) | 11,507,457,487円 |
| 発行済数量 | 11,319,331,979口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.0166円 |

US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジなし/年1回決算型)

純資産額計算書

2022年3月31日

| | |
|-----------------|-------------|
| 資産総額 | 10,679,153円 |
| 負債総額 | 1,094円 |
| 純資産総額(-) | 10,678,059円 |
| 発行済数量 | 8,659,631口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.2331円 |

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)」の記載と同じ。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2022年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2022年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 66 | 208,634 |
| 追加型株式投資信託 | 781 | 21,485,357 |
| 株式投資信託 合計 | 847 | 21,693,991 |
| 単位型公社債投資信託 | 78 | 193,964 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 1,434,851 |
| 公社債投資信託 合計 | 92 | 1,628,815 |
| 総合計 | 939 | 23,322,805 |

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）は、改政府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第62期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第63期事業年度に係る中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 2,741 | 4,860 |
| 有価証券 | 22,167 | 333 |
| 前払費用 | 205 | 237 |
| 未収委託者報酬 | 10,847 | 13,150 |
| 未収収益 | 63 | 49 |
| 関係会社短期貸付金 | - | 18,700 |
| その他 | 62 | 207 |
| 流動資産計 | 36,088 | 37,539 |

| 固定資産 | | | | |
|-----------|---|--------|---|--------|
| 有形固定資産 | 1 | 217 | 1 | 224 |
| 建物 | | 7 | | 6 |
| 器具備品 | | 209 | | 218 |
| 無形固定資産 | | 2,362 | | 1,937 |
| ソフトウェア | | 2,028 | | 1,882 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 333 | | 54 |
| 投資その他の資産 | | 15,844 | | 16,121 |
| 投資有価証券 | | 9,153 | | 10,159 |
| 関係会社株式 | | 3,972 | | 3,705 |
| 出資金 | | 183 | | 183 |
| 長期差入保証金 | | 1,069 | | 1,068 |
| 繰延税金資産 | | 1,431 | | 973 |
| その他 | | 33 | | 30 |
| 固定資産計 | | 18,424 | | 18,283 |
| 資産合計 | | 54,512 | | 55,822 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 69 | 68 |
| 未払金 | 7,573 | 8,405 |
| 未払収益分配金 | 14 | 13 |
| 未払償還金 | 39 | 39 |
| 未払手数料 | 3,988 | 4,734 |
| その他未払金 | 2 | 2 |
| 未払費用 | 3,830 | 3,777 |
| 未払法人税等 | 656 | 804 |
| 未払消費税等 | 590 | 631 |
| 賞与引当金 | 688 | 950 |
| その他 | 5 | 88 |
| 流動負債計 | 13,414 | 14,725 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,574 | 2,452 |
| 役員退職慰労引当金 | 88 | 74 |
| その他 | 5 | 3 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 固定負債計 | 2,667 | 2,530 |
| 負債合計 | 16,082 | 17,256 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174 | 15,174 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495 | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | 11,495 | 11,495 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374 | 374 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 11,749 | 10,574 |
| 利益剰余金合計 | 12,123 | 10,948 |
| 株主資本合計 | 38,793 | 37,618 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 363 | 947 |
| 評価・換算差額等合計 | 363 | 947 |
| 純資産合計 | 38,430 | 38,566 |
| 負債・純資産合計 | 54,512 | 55,822 |

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|---------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 69,550 | 65,487 |
| その他営業収益 | 583 | 419 |
| 営業収益計 | 70,134 | 65,906 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 31,120 | 27,965 |
| 広告宣伝費 | 745 | 624 |
| 調査費 | 8,858 | 8,245 |
| 調査費 | 1,188 | 1,134 |
| 委託調査費 | 7,670 | 7,110 |
| 委託計算費 | 1,410 | 1,501 |
| 営業雑経費 | 1,770 | 1,870 |
| 通信費 | 240 | 240 |
| 印刷費 | 524 | 478 |
| 協会費 | 56 | 51 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 諸会費 | 13 | 14 |
| その他営業雑経費 | 936 | 1,084 |
| 営業費用計 | 43,906 | 40,207 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,793 | 5,991 |
| 役員報酬 | 374 | 351 |
| 給料・手当 | 4,335 | 4,293 |
| 賞与 | 395 | 395 |
| 賞与引当金繰入額 | 688 | 950 |
| 福利厚生費 | 838 | 893 |
| 交際費 | 62 | 32 |
| 旅費交通費 | 154 | 37 |
| 租税公課 | 451 | 472 |
| 不動産賃借料 | 1,299 | 1,302 |
| 退職給付費用 | 368 | 449 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 37 | 28 |
| 固定資産減価償却費 | 925 | 661 |
| 諸経費 | 1,770 | 1,763 |
| 一般管理費計 | 11,702 | 11,631 |
| 営業利益 | 14,525 | 14,067 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31 日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|------------|--------------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業外収益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 214 | 578 |
| 有価証券償還益 | 24 | 42 |
| その他 | 991 | 68 |
| 営業外収益計 | 1,230 | 689 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券売却損 | 1 | 69 |
| 有価証券償還損 | 71 | 47 |
| その他 | 54 | 24 |
| 営業外費用計 | 127 | 141 |
| 経常利益 | 15,629 | 14,616 |
| 特別損失 | | |
| システム刷新関連費用 | 537 | 547 |
| 関係会社整理損失 | - | 267 |
| 投資有価証券評価損 | 48 | 45 |
| 特別損失計 | 585 | 860 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 税引前当期純利益 | 15,043 | 13,756 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,555 | 4,476 |
| 法人税等調整額 | 78 | 109 |
| 法人税等合計 | 4,477 | 4,366 |
| 当期純利益 | 10,566 | 9,389 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------------------|--------|--------|-------|--------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,052 | 13,426 | 40,096 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 11,868 | 11,868 | 11,868 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,566 | 10,566 | 10,566 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,302 | 1,302 | 1,302 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,749 | 12,123 | 38,793 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 46 | 46 | 40,142 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 11,868 |
| 当期純利益 | - | - | 10,566 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 410 | 410 | 410 |
| 当期変動額合計 | 410 | 410 | 410 |
| 当期末残高 | 363 | 363 | 38,430 |

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|-------|--------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,749 | 12,123 | 38,793 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 10,564 | 10,564 | 10,564 |
| 当期純利益 | - | - | - | 9,389 | 9,389 | 9,389 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,175 | 1,175 | 1,175 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 10,574 | 10,948 | 37,618 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 363 | 363 | 38,430 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 10,564 |
| 当期純利益 | - | - | 9,389 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | 1,311 | 1,311 | 1,311 |
| 当期変動額合計 | 1,311 | 1,311 | 136 |
| 当期末残高 | 947 | 947 | 38,566 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|------|--------|
| 建物 | 10～18年 |
| 器具備品 | 4～20年 |

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2

月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。この結果、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」912百万円、「その他」78百万円は、「その他」991百万円として組替えております。

（注記に関する表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日。以下「見積り会計基準」という）が公表日以後終了する事業年度における年度末に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度末から適用し、（重要な会計上の見積り）を開示しております。

見積り会計基準の適用については、見積り会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、会計基準第6項及び第7項に定める注記事項について、前事業年度における財務諸表に関する注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 34百万円 | 35百万円 |
| 器具備品 | 276百万円 | 259百万円 |

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | 3,397百万円 | 3,473百万円 |

3 保証債務

前事業年度（2020年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2021年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,727百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |

| | | | | |
|------|-------|---|---|-------|
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合 計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------------|----------------|----------------|
| 2019年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 11,868 | 4,550 | 2019年 3月31日 | 2019年 6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 10,564百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,050円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月24日 |

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合 計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------------|----------------|----------------|
| 2020年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,564 | 4,050 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 9,388百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 3,599円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |

効力発生日

2021年6月23日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2020年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 | 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|-------|-----|----|----|
| 投資有価証券(1) | | 60 | 60 | - |
| 資産合計 | | 60 | 60 | - |

(1) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券267百万円、投資有価証券8,426百万円は上記の表に含めておりません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2021年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | | | |
|-----------|----------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券(1) | 85 | - | - | 85 |
| 資産合計 | 85 | - | - | 85 |

(1) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券333百万円、投資有価証券9,406百万円は上記の表に含めておりません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表さ

れている基準価額によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|-------|-------|
| 非上場株式等 | 666 | 666 |
| 子会社株式 | 1,944 | 1,677 |
| 関連会社株式 | 2,027 | 2,027 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,677百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 60 | 55 | 5 |
| (2) その他 | 3,004 | 2,772 | 232 |
| 小計 | 3,064 | 2,827 | 237 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 27,589 | 28,354 | 764 |
| 小計 | 27,589 | 28,354 | 764 |
| 合計 | 30,654 | 31,181 | 526 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 85 | 55 | 30 |

| | | | |
|----------------------|-------|-------|-------|
| (2) その他 | 7,179 | 5,697 | 1,481 |
| 小計 | 7,265 | 5,752 | 1,512 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 2,561 | 2,721 | 160 |
| 小計 | 2,561 | 2,721 | 160 |
| 合計 | 9,826 | 8,474 | 1,352 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) その他 証券投資信託 | 1,492 | 214 | 1 |
| 合計 | 1,492 | 214 | 1 |

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) その他 証券投資信託 | 5,353 | 578 | 69 |
| 合計 | 5,353 | 578 | 69 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、関係会社株式について267百万円、証券投資信託について45百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用していません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| | |

| | | |
|-------------|----------|----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,389百万円 | 2,574百万円 |
| 勤務費用 | 159 | 155 |
| 退職給付の支払額 | 183 | 378 |
| その他 | 207 | 101 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,574 | 2,452 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|---------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,574百万円 | 2,452百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,574 | 2,452 |
| 退職給付引当金 | 2,574 | 2,452 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,574 | 2,452 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 勤務費用 | 159百万円 | 155百万円 |
| その他 | 27 | 108 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 187 | 263 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度181百万円、当事業年度186百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 788 | 750 |

| | | |
|--------------|-------|-------|
| 賞与引当金 | 177 | 243 |
| 未払事業税 | 129 | 170 |
| システム関連費用 | 198 | 155 |
| 投資有価証券評価損 | 47 | 128 |
| 出資金評価損 | 94 | 94 |
| その他 | 399 | 298 |
| 繰延税金資産小計 | 1,835 | 1,841 |
| 評価性引当額 | 173 | 254 |
| 繰延税金資産合計 | 1,661 | 1,586 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引(譲渡益) | 159 | 159 |
| その他有価証券評価差額金 | 71 | 453 |
| 繰延税金負債合計 | 230 | 612 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,431 | 973 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2020年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2021年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|--------|--------|-----------------------|---------------|----------------|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | (株)大和証券グループ本社 | 東京都千代田区 | 247,397 | 証券持株会社業 | 被所有 100.0 | あり | 経営管理 | 資金の貸付 利息の受取 (注) | 19,300 0 | 関係会社短期貸付金 - | 18,700 - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------------------------------|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|---------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | 所有直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,603 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------------------------------|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|---------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | 所有直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,727 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円)(注1) | 科目 | 期末残高(百万円)(注1) |
|-------------|---------------------|---------|----------------|---------|-------------------|-----------------|------------------|---------------|---------|---------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料(注2) | 16,953 | 未払手数料 | 2,984 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入(注3) | 1,031 | 未払費用 | 224 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料(注4) | 1,061 | 長期差入保証金 | 1,054 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 属性 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内 容 | 議決権等 の所有(被 所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------------------------|-------------------------------|-------------|-----------------------|-------------|-------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------|--------------------|
| 同一 の親 会社 をも つ会 社 | 大和証券㈱ | 東京都 千代田区 | 100,000 | 金融商品 取引業 | - | 証券投資信 託受益証券 の募集販売 本社ビルの 管理 | 証券投資信 託の代行手 数料(注 2) 不動産の 賃借料 (注4) | 14,917 527 | 未払手数 料 長期差入 保証金 | 3,321 1,054 |
| 同一 の親 会社 をも つ会 社 | ㈱大和総研 ビジネス・ イノベー ション | 東京都 江東区 | 3,000 | 情報サー ビス業 | - | ソフトウェ アの開発 | ソフトウェ アの購入 (注3) | 883 | 未払費用 | 179 |
| 同一 の親 会社 をも つ会 社 | 大和プロパ ティ㈱ | 東京都 中央区 | 100 | 不動産管 理業 | - | 本社ビルの 管理 | 不動産の賃 借料 (注4) | 527 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

(注5)大和プロパティ株式会社は、2020年10月1日付で大和証券株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

| 前事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） | | 当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） | |
|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 14,732.52円 | 1株当たり純資産額 | 14,784.79円 |
| 1株当たり当期純利益 | 4,050.66円 | 1株当たり当期純利益 | 3,599.54円 |

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） | 当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益（百万円） | 10,556 | 9,389 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 2,608,525 | 2,608,525 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：百万円）

| | | 当中間会計期間 （2021年9月30日） |
|-----------|--|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 2,139 |
| 有価証券 | | 250 |
| 未収委託者報酬 | | 13,857 |
| 関係会社短期貸付金 | | 16,300 |
| その他 | | 369 |
| 流動資産合計 | | 32,916 |
| 固定資産 | | |

| | | |
|------------|---|--------|
| 有形固定資産 | 1 | 211 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 1,633 |
| その他 | | 134 |
| 無形固定資産合計 | | 1,768 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 11,373 |
| 関係会社株式 | | 3,705 |
| 繰延税金資産 | | 786 |
| その他 | | 1,246 |
| 投資その他の資産合計 | | 17,111 |
| 固定資産合計 | | 19,091 |
| 資産合計 | | 52,007 |

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2021年9月30日)

負債の部

流動負債

| | | |
|--------|---|-------|
| 未払金 | | 7,322 |
| 未払費用 | | 3,879 |
| 未払法人税等 | | 795 |
| 賞与引当金 | | 711 |
| その他 | 2 | 927 |

| | | |
|--------|--|--------|
| 流動負債合計 | | 13,635 |
|--------|--|--------|

固定負債

| | | |
|-----------|--|-------|
| 退職給付引当金 | | 2,475 |
| 役員退職慰労引当金 | | 92 |
| その他 | | 2 |

| | | |
|--------|--|-------|
| 固定負債合計 | | 2,571 |
|--------|--|-------|

負債合計

| | | |
|------|--|--------|
| 負債合計 | | 16,206 |
|------|--|--------|

純資産の部

株主資本

| | | |
|---------|--|--------|
| 資本金 | | 15,174 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | | 11,495 |

| | |
|--------------|--------|
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 374 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 7,594 |
| 利益剰余金合計 | 7,968 |
| 株主資本合計 | 34,638 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,162 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,162 |
| 純資産合計 | 35,801 |
| 負債・純資産合計 | 52,007 |

(2)中間損益計算書

(単位:百万円)

| | 当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) | |
|--------------|------------------------------------------|--------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 37,075 |
| その他営業収益 | | 295 |
| 営業収益合計 | | 37,371 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 15,707 |
| その他営業費用 | | 6,525 |
| 営業費用合計 | | 22,233 |
| 一般管理費 | 1 | 5,737 |
| 営業利益 | | 9,400 |
| 営業外収益 | 2 | 228 |
| 営業外費用 | 3 | 87 |
| 経常利益 | | 9,540 |
| 特別利益 | | - |
| 特別損失 | 4 | 129 |
| 税引前中間純利益 | | 9,411 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,910 |
| 法人税等調整額 | | 92 |
| 中間純利益 | | 6,407 |

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------------------------|--------|--------|-------|--------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 10,574 | 10,948 | 37,618 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 9,388 | 9,388 | 9,388 |
| 中間純利益 | - | - | - | 6,407 | 6,407 | 6,407 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | 2,980 | 2,980 | 2,980 |
| 当中間期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 7,594 | 7,968 | 34,638 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 947 | 947 | 38,566 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 9,388 |
| 中間純利益 | - | - | 6,407 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額) | 214 | 214 | 214 |
| 当中間期変動額合計 | 214 | 214 | 2,765 |
| 当中間期末残高 | 1,162 | 1,162 | 35,801 |

注記事項

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 建物 | 10～18年 |
| 器具備品 | 4～20年 |

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っておりません。

当社の日々のサービス提供時に当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当中間会計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (2021年9月30日現在) |
|--------|---------------------------|
| 有形固定資産 | 307百万円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間(2021年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,726百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

| | 当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) |
|--------|------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 12百万円 |
| 無形固定資産 | 289百万円 |

2 営業外収益の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) |
|-------------|------------------------------------------|
| 投資有価証券売却益 | 117百万円 |
| 時効成立分配金・償還金 | 28百万円 |
| 受取配当金 | 26百万円 |

3 営業外費用の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) |
|-----------|------------------------------------------|
| 投資有価証券売却損 | 58百万円 |
| 未収入金清算費用 | 9百万円 |

4 特別損失の項目

| | 当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) |
|-----------|------------------------------------------|
| 投資有価証券評価損 | 102百万円 |
| 出資金評価損 | 27百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |

| | | | | |
|----|-------|---|---|-------|
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |
|----|-------|---|---|-------|

2. 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 2021年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 9,388 | 3,599 | 2021年3月31日 | 2021年6月23日 |

(金融商品関係)

当中間会計期間(2021年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、2019年7月4日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「2019年適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | | | |
|-----------|------------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券(1) | 85 | | | 85 |
| 資産合計 | 85 | | | 85 |

(1) 2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券250百万円、投資有価証券10,621百万円は上記の表に含めておりません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。なお、2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注2）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

| 区分 | 当中間会計期間 |
|--------|---------|
| 非上場株式等 | 666 |
| 子会社株式 | 1,677 |
| 関連会社株式 | 2,027 |

（有価証券関係）

当中間会計期間（2021年9月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,677百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2．その他有価証券

| | 中間貸借対照表 計上額（百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|------------------------|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 85 | 55 | 30 |
| （2）その他 | 7,691 | 5,841 | 1,850 |
| 小計 | 7,777 | 5,896 | 1,881 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 3,179 | 3,398 | 219 |
| 小計 | 3,179 | 3,398 | 219 |
| 合計 | 10,956 | 9,294 | 1,661 |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

〔セグメント情報等〕

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

〔1株当たり情報〕

| 当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) | |
|------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,724.67円 |

1株当たり中間純利益

2,456.52円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) | |
|------------------------------------------|-----------|
| 中間純利益(百万円) | 6,407 |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円) | 6,407 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2022年4月1日付で、定款について次の変更を致しました。

- ・ 監査役の人数の変更（4名以内から5名以内に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

| | 名 称 | 資本金の額 (2021年03月末日現在) | 事業の内容 | 備考 |
|---------|-------------------|-------------------------|-------|----|
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 | (注6) | |
| 再信託受託会社 | 株式会社日本カスト ディ銀行 | 51,000百万円 | (注6) | |
| 販売会社 | 東海東京証券株式会社 | 6,000百万円 | (注1) | |
| | 株式会社きらぼし銀行 | 43,734百万円 | (注3) | |
| | 株式会社高知銀行 | 19,544百万円 | (注3) | |
| | 株式会社みちのく銀行 | 36,986百万円 | (注3) | |

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

| (提出年月日) | (書類名) |
|-------------|-----------------|
| 2021年6月22日 | 有価証券報告書、有価証券届出書 |
| 2021年12月22日 | 半期報告書、有価証券届出書 |
| 2022年3月9日 | 臨時報告書 |

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUS債券NB戦略ファンド（為替ヘッジあり/年1回決算型）の2021年3月30日から2022年3月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、US債券NB戦略ファンド（為替ヘッジあり/年1回決算型）の2022年3月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、ファンドは、投資信託約款の規定に基づき、2022年4月14日付で繰上償還（信託契約の解約）の議案にかかる書面決議を行い、当該議案が可決されたため、2022年9月27日付で繰上償還することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUS債券NB戦略ファンド（為替ヘッジなし/年1回決算型）の2021年3月30日から2022年3月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、US債券NB戦略ファンド（為替ヘッジなし/年1回決算型）の2022年3月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、ファンドは、投資信託約款の規定に基づき、2022年4月14日付で繰上償還（信託契約の解約）の議案にかかる書面決議を行い、当該議案が可決されたため、2022年9月27日付で繰上償還することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | | |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬 | 友未 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 深井 | 康治 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。